

平成26年第4回太子町議会定例会（第451回町議会）会議録（第3日）

平成26年9月4日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第30号 平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 3 議案第31号 平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第32号 平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第33号 平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第34号 平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第35号 平成26年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 議案第36号 太子町保健福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第38号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 11 議案第39号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 12 議案第40号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第41号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 14 議案第42号 工事請負契約の締結について
（柳池総合公園多目的広場外整備工事）
- 15 認定第1号 平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 16 認定第2号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 17 認定第3号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第4号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第5号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 認定第6号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第7号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第30号 平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 3 議案第31号 平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第32号 平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第33号 平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第34号 平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第35号 平成26年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 議案第36号 太子町保健福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第38号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 11 議案第39号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 12 議案第40号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第41号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 14 議案第42号 工事請負契約の締結について
(柳池総合公園多目的広場外整備工事)
- 15 認定第1号 平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 16 認定第2号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 17 認定第3号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第4号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第5号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 認定第6号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第7号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	井 村 淳 子	14 番	佐 野 芳 彦
15 番	中 井 政 喜	16 番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	岡 田 俊 彦	書 記	北 陽一郎
書 記	首 藤 智 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	堀 恭 一
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経済建設部長	堂 本 正 広
教 育 次 長	宗 野 祐 幸	財 政 課 長	森 川 勝
町 民 課 長	三 木 孝 秀	生活環境課長	塩 井 英 裕
社会福祉課長	井 上 仁	社会教育課長	玉 田 正 典

(開議 午前10時00分)

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

平成26年第4回太子町議会定例会第3日目
におそろいで御出席いただきありがとうございます

います。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

日程に先立ち、御報告いたします。

説明のため本日の会議に出席を求めました者のうち、水野賢司監査委員が葬儀のため本日の会議に出席できない旨届け出がありましたので御了承願います。

これで報告を終わります。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（橋本恭子） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日町長から議案1件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成26年度7月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時02分）

（再開 午前10時02分）

○議長（橋本恭子） 再開します。

それでは、諸般の報告で追加させていただきます。

署名議員を追加としまして井村淳子議員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第2 議案第30号 平成26年度 兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（橋本恭子） それでは、日程第2、議案第30号平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 では、一般会計補正予算についての質問をしていきたいと思います。

19ページ、歳出のところから、委託料の職員採用候補者試験委託料追加、これもせんだっても少し説明があったと思いますが、少し説明をしていただきたいというふうに思います。

その中で、先の総務常任委員会でもいろいろと職員の不祥事の話があって、住民課の職員の方が、大体の目的はわかっているんですが、当局の話では、2名ほどの女性ですが、の方の住所を閲覧したというような話があって、いろいろと総務部長のほうからも説明もございました。

こういった中で、この職員採用試験という内容の中で、本当にどういったことが重要視されて、採用の根拠となるのか。まあ言うたらコネで入る人が多いと僕はよく聞きます。それが本当なんか、うそなのかわかりません。だから、そういったことが本当に、その時点でどういう人物かというのが的確に判断できひんのかと含めて、その辺の採用根拠というのも説明いただきたいというふうに思います。

それと、その下の町長公用車運転業務委託料、これについては委託のほうに変更したということではありますが、実際に運転手の方はかわっていらっしゃらないようで、この辺の、どういうふうに委託に切りかえたのかと、委託にした理由も含めて。

それと、この委託業務の勤務内容ですか。どういったところまでが人件費として、業務内容として発生。もちろん町長の公用車ですから、いつ何どきということがありますんで、待機の時間含めて、勤務の形態を説明していただきたいというふうに思います。

それと、その下の委託料のところの電子計算機費の番号制度に伴う統合宛名システム構築委託料、これも480万円ほど上がってますが、説明も少しあったかと思うんですが、ど

んな仕事を、システムを構築する、内容の説明も再度お願いしたいと思います。

また、その下の負担金のところもこれとリンクするようなことだろうと思うんですが、クラウドという話もありました。これについても、どういった負担金であるのかの再度説明をお願いいたします。

それと、21ページの税務総務費のところ、嘱託事務員の賃金追加ということもあって、これは話では税務総務費につけかえるというような話があったんで、少しその辺の話を再度お願いしたいと思います。

それと、その下の番号制度に伴う税務システム改修、これも先ほどの電子計算機費のところとリンクしてくるのかなというふうに思うんですが、これもどこに委託するのかということも、入札云々であるんであろうと思いますが、どういったところに頼むのかということも含めてお願いいたします。

それと、その下の諸税過誤納付還付金追加、これについても620万円程度上がっておりますが、内容的には修正申告が多かったというような話もございましたが、再度、何件あったのかということも含めて御説明をお願いいたします。

それと、23ページの節18備品購入費真ん中の、施設備品購入費で、認知症のカフェ設立ということで、これについては県補助10分の10ということであるんでありますが、どういった内容のものなのか。備品でありますから、何を買おうとしておられるお金なのかということも含めてお願いをいたします。

それと、25ページの負担金・補助及び交付金のところの児童福祉施設整備事業補助金30万円程度、何か小田町のことでというふうな話が、ちょっと少し聞き漏らしたんで、この辺の再度内容説明をお願いしたいと思います。

それと、その下の節19負担金・補助及び交付金、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、これについても説明が少し、こども基金を活用したというようなことの内容の中で県

補助の4分の3の475万円ですか、それが使われるということでの話がありましたが、どんな処遇改善をするために、これをもとに何をしようとされてるのかということの説明もお願いしたいと思います。

それと、27ページの真ん中の節13委託料のところ、部長のほうからも少しこれについては年齢のことでもお話がせんだってもあったと思うんですが、高齢者肺炎球菌予防接種委託料追加、範囲を広めるというような内容の話であったかと思うんですが、何人分の追加であるのかということも含めて再度説明をお願いしたいと思います。

それと、29ページの節19の負担金・補助及び交付金のところの全国農業担い手サミット大会参加負担金、4万2,000円程度ですが、歳入にも少し何か載ってたかと思うんですが、再度これの内容の説明をお願いしたいと思います。

それと、一番下の工事請負費のところ、宮本地区水路鋼製堰設置工事費80万円、それと次のページの一番上の鵜飼地区農業用鋼製ゲート扉体改良工事、これについてもふるさと風景づくりの補助の形の中での2つの工事がありますが、どういった工事をしていくのかということと、これについてはどういったところに発注するのかということもわかればお願いしたいと思います。

それと、その下の節19、負担金・補助及び交付金の多面的機能支払交付金120万円程度ありますが、これも県補助が少しながらも10分の10ついてくると話がありましたが、14組織にそれぞれ4分の1という形の中であるという形で聞いておりましたが、再度この内容についての説明をお願いします。

それと、その下の消費者行政対策費の講師謝礼追加16万円、これはどんなことをされる方が、何人でやられるのかということの説明をお願いいたします。

それと、その下の需用費の印刷製本費、啓発冊子の46万6,000円、これについても以前から同じような印刷業者のことがあって話

もしたんですが、これもどこに発注されようとしているのかということがわかればお願いをいたします。

それと、33ページの消防費、非常備消防費の報償費のところ、これについても570万円程度、退職の報償費ということで、いろいろと分団の方には御苦労であるというふうには思っておりますが、これは何人分であるのか。先にも少し話があったと思うんですが、再度の説明と現在の消防団員の数の動向。現在は自治会によっては消防団員が全然いないところ、私どももいろいろと御協力する自治会もございますが、本当にいるところはいっぱいいる、いないところは全くいない、消防団組織自体もないということもあって、その辺の今後のやり方というんですか、その辺に対しての指導をどうしていくのかということもあわせてお願いをいたします。

それと、その下の発電機搭載型投光機のこれについても34万円程度ありますが、どういったもので、どこで買おうとされているのか。そして、これは買われた後はどういったところに置いていくのかと。機動分団であるとか、いろいろとあるかと思うんですが、何台買われてということも説明をお願いいたします。

それと、35ページの学校管理費、これもいろいろと話もしてきて、太田小学校の駐車場のことでもございます。上については舗装工事の減額、下の負担金については舗装補助の補助金が500万円程度ついていると。この辺は2つリンクしてということで、何か違ったメニューがあったから、これを減額して、こちに切りかえるというようなことだろうかというふうには思うんですが、どんなメニューにひっかかって、減額から補助金の事業に切りかえたのかと、その内容もわかれば少しお話をいただきたいというふうに思います。

それと、その下の幼稚園費のところですが、これも嘱託教員賃金追加、2名というふうにも上がっており

ますが、これについてもどこの幼稚園であるのかということも含めて話をお願いいたします。

その中でも、せんだっての全協の話の中でも、幼稚園の教諭さんが何かおやめになったという理由の中で、おつぼねの方にやめさせられたんやとかというような話が少しありました。こういうことについてもいろいろと私も話漏れ聞きます。保育園であろうが、幼稚園であろうが、やはりどこの世界でもおつぼねさんがいるんやなというふうに私もう重々承知しております。そんなことで、理由はやっぱり一身上の都合でやめられるとかというふうにはなってくるんでしょうけど、実態が、本当にそんなことだけでやめていくんかということ。そんな、本人さんにも当然何かの理由があるんでしょう。それも承知しております。それがうまいこと話し合いの中できっちり両者納得して、やっぱりそういうふうにしていこうというふうにならんのかと。必ず誰かが折れてやめる。また新しい方が入ってこられて、そのおつぼねの方は残っていく、またやめるんかと。何か本当に貴重な若い芽が摘まれるというのが、その辺だけ私危惧しますんで、何かそういったことお話の中でされるのであればちょっと説明だけもらいたいかなというふうに思います。

それと、37ページの公民館費のところの嘱託館長、ここだけで聞きますけども、これ再任用という形で減額という、あっちゃこっちゃんにありますけど、この再任用の減額というのはありますけども、一応これについても少しわからないところもあったんで、これについて、なぜここで減額してどうやという、少しだけ説明をお願いしたいなというふうに思います。

それと、その下の青少年教育費のところでも一番上のところの土曜教育推進員、これについても歳入のところでも県補助が何ぽか出てるんかなというふうに思うんですが、一番上のところの3クラス増加したという話もあったんですが、これについてはどんなクラス

が3クラス増加して、1人当たりどれぐらいの賃金を払うかという内容がわかれば説明をお願いしたいなというふうに思います。

それと、目7会館管理費の駐車場借料のところで30万円程度ということで、会館管理費ですから大体の場所は想定できるんですが、3カ月分の借料のこの話がございましたが、どこの場所で、全体的にこの賃料というのはどれぐらいになって、何名の方の名義になっているのかということがわかれば少し説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子）　たくさんありますが。総務部長。

○総務部長（堀　恭一）　たくさん項目がございますので、抜けておりましたらまた御指摘のほうをお願いします。

まず、19ページの職員採用候補者試験委託料追加でございます。職員採用については、幼稚園教諭が退職された方で、社会人枠ということで今回追加募集をするということで、その試験費用を計上したものでございます。もちろん採用に当たっては、これまでも何回も申し上げてますけれども、ペーパー試験、また面接試験等を十分こなしまして、今年度からまたグループでの面接等も行いまして、厳正にやっております。縁故等による採用など一切ございませんので、その辺は申し上げます。

次に、町長公用車運転業務委託料ですが、これにつきましては、平成21年度から嘱託職員を雇用しておりましたが、その方が65歳を25年度末で迎えましたので、その際町長の公用車運転業務に携われる方を考えていたんですけども、確かな運転技術と交通事情に精通した方ということで個別に当たっておりました。しかしながら、なかなか適任者が見つからず、また他団体の状況等を考えたとき、委託によって実施しているところもございましたので、今回急遽委託ということになって、業者のほうに見積依頼を、3社の方に見積依頼させていただいて、（株）ホープに

委託するということで実施したということになっております。

なお、今現在運転手の方はそのまま同じ方でございますけれども、その方は現在今ホープの社員として身分継続されておりますので、その辺御了解のほどお願いします。

それと、勤務形態ですけれども、これまでの嘱託勤務と若干変わりました、必要のあるときその都度出てきていただくということで、そのかわり例えばその方が都合が悪くても別の方が出ていただくということで、204日間の勤務形態を基本として考えております。もちろん追加になれば追加料金が発生しますし、逆に基準内でしたら基準内ということで、その額の中におさまっております。

次に、番号制度に伴う宛名システムの構築委託料でございますけれども、これにつきましては、もちろん御承知のとおりマイナンバー制度に伴いまして、それぞれの個人番号がそれぞれの団体に付与されております。それを全国的に統一していくということで、それぞれそのシステムを構築する人は各団体に負担が求められております。それに伴う業務費用でございます。いわゆるそれぞれの番号とひもつけを行うということになっております。

次に、負担金であります。番号制度に伴う中間サーバー共同利用負担金でございますけれども、これにつきましては、中間サーバーを利用する際の全国2カ所、場所は、多分国のほうはマル秘ということで、東日本と西日本の2カ所に設置するということで、27年度は整備、保守に係る経費を各団体が負担するというふうになっております。

続きまして、21ページの税務総務費の嘱託事務賃金の追加でございます。これにつきましては、今回、昨年度嘱託事務員として障害者雇用のいわゆる人数が足りませんでしたので、その方を採用して総務のほうで置いておりましたけれども、今現在税務のほうで収税事務の経理事務を行っていただいております。その分の一般管理費のほうからのつけかえと

いうことで200万9,000円追加しております。

その次の税務課の番号制度に伴う税務システムの改修委託料、これにつきましては、税務課のほうでいろんな収税関係のシステムを持っております。それと個人番号とを統合したようなシステムにするための改修委託でございます。業者につきましては、当然、今現在税務システムを管理しておりますNECなりOECのほうと十分協議しながら先行していきたいというふうに思っております。

次の償還金・利子及び割引料の諸税過誤納付還付金の追加でございます。これにつきましては、件数的なものは持っていませんけれども、修正申告、また課税取り消しといたしまして、出国された場合に課税取り消しがさかのぼってやってまいります。その場合に、それまでの税金をいわゆる還付するというようなことで、これまで既に多くの額が出ております。7月末現在の990万円の予算のうち、約1,000万円近く、若干予備費を追加させていただいて支払いした部分でございますけれども、1,084万5,000円の既にもう還付が生じております。特に大きかったものとして、関西電力からの大臣配分による還付金ということで、関西電力は電気の電柱を持っております。これはもう全国一帯にあります。それについては総務大臣のほうからその電柱の量に応じて償却資産の固定資産税が決定されます。それが大きく今回太子町は予定よりも多かったということで修正がなされております。それによって197万6,000円の還付が生じております。

続きまして、33ページの防災資機材の購入ということで、発電機搭載型投光機ということで上げさせていただき、これにつきましては、説明の際にも申し上げましたが、市町振興協会の補助金がつきましたので、防災対策のほうでは投光器を持っておりません。これまで消防団等にお借りして投光器をつけていたことがあったんですけど、今回は発電機搭載型投光機を購入して、それはもちろん役所の災害のほうで保管して、災害時に使う

ということで予定しております。もちろん、この書いてあるとおり1台でございます。

次に、37ページの、ちょっと人事の関係でございますので、嘱託館長賃金減額ということで、今回多くあったんですけども、嘱託賃金を減額して再任用職員に振りかえたために賃金を減額するというようになっております。これにつきましては、もともと嘱託館長というふうにして賃金で置いておったんですけども、再任用職員が今年度から発生しましたので、その方に公民館長になっていただくということで、その方については既に給料で組んでおりますので、給料のほうと振りかえたものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 23ページでございます。23ページの備品購入費、施設備品購入費20万円でございますが、これは詳細説明でも申し上げましたとおり、認知症カフェの立ち上げ希望者に対しまして貸与する備品の購入費ということで、認知症カフェをやっていただく中で必要なコーヒーカップとか、あとコーヒーメーカーというふうな簡易な備品、これを想定しております。これを購入することによって希望者、現在公募したところ4名ございまして、その方々は、最終的に何名になるかわかりません、現在のところ4名の希望者がいらっしゃいます。その方々に貸与するという、そういう備品でございます。

それと、25ページ、下から2つ目の負担金・補助及び交付金588万8,000円、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございます。この補助金は、保育士の人材確保対策の一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所への資金の交付というふうな事業でございます。国、県が8分の7、町においては8分の1持つわけでございますが、保育士さんに処遇改善のために一時金的なお金を支給されるところが多いようにございます。町内では二葉、安養、石海の3保育所に補助する予定でございます。大体、今現在調査をいたします

と、保育士1名当たり8万円から12万円——年間でございますが——を一時金として支給したいというふうなことを聞いております。

27ページでございます。

下から3つ目、委託料、高齢者肺炎球菌予防接種委託料追加でございます。これは、この26年10月から高齢者の肺炎球菌の予防接種が、法律改正によりまして定期予防接種となります。これによりまして、国のほうは65歳以上の5歳刻み、65、70、75と、100歳までの5歳刻みの方を定期接種の対象者とする。これを5年間続けることによって65歳以上の人は全て接種する機会が与えられるという、国の要綱ではそうとなっておりますが、本町につきましては、65歳以上の方をちょっと県に先駆けまして、県下では多分最初だと思いますが、65歳以上の人も全てこの10月から接種できるようにしようということで予算を組ませていただいております。当然、地元医師会の合意のもとで実施するわけでございますが、個人負担1人4,000円をいただいて接種を行います。一応対象者は定期接種のほうで524名、あと任意のほうは773名を予定しております。

続きまして、31ページお願いします。

消費者行政対策費の報償費、講師謝礼追加でございます。これは歳入のほうでも計上しておりますが、消費者行政の活性化事業補助金というのが内示がありまして、年度中に追加で158万6,000円ついております。これをもとに行う消費者行政事業でございまして、内容は、町内の4小学校、あと2中学校、1高校に対して、児童・生徒、学生さんに対して、保護者も含めて、今非常にインターネット、またスマートフォン、またゲーム機等による青少年のトラブルが頻発しております。中でも悪質な出会い系サイトなどは、年齢を問わず消費者被害が出てるわけでございますが、このような被害を少しでも若い人向けに啓発をしたいということで、先ほど申しました小学、中学、高校に対して一応現在10回予定しております。N T Tの専門員をお呼びし

て講演会をやりたいというふうに考えております。

その2つ下の需用費、印刷製本費46万6,000円ですが、これはその講演会のための啓発用冊子でございまして、これもちょっと特殊な冊子でございまして、一応東京出版が作成しております小学生向けの「ぼくもわたしも消費者！」とか、中学生向けの「ソーシャルメディア世界の安全な歩き方」とか、こういうふうなテーマの冊子がございまして、これを太子町向けに印刷するものでございます。印刷所は神戸の（株）甲南堂印刷というちょっと専門的なところでやっております。

最後に、33ページでございます。

下から2つ目、消防団員退職報償金追加でございます。退職報償金は当然毎年計上しておりますが、当初、20万円の35名の700万円で計上しておりました。それが最終的にこの3月の段階で57名の方が退団されまして、その人数の増分。そして、今回条例改正でもって消防団員の退職報償金、1人当たり約5万円の引き上げをさせていただきます。当然その分の差額も含めて足らずが571万1,000円出たということでございます。

それと、消防団員の団員数のことでございますが、現在もやはり若干定数を割ってる状況でございまして、井川議員おっしゃるとおり、非常に今消防団員を集めるのは難しいような状況でございます。今現在、担当課のほうでも何とかできないかということで、まず女性団員の確保という、女性団員に何とか協力してもらえないだろうかということで、まずそれが1点と、それとあと現在町内在住者限定の消防団員でございまして、これを町外の方も、要は町内在勤ということで、町内にお勤めの方も対象にできないだろうかという、その2点を今現在考えておりまして、何とか具体化していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） それでは、私

の所管として、25ページの児童福祉総務費の負担金・補助及び交付金で児童福祉施設整備事業補助金でございます。30万円でございます。これにつきましては、井川議員も少しおっしゃったんですけれども、小田町の児童公園が用地取得するということで、町の各種補助交付規則の中で補助率50%以内、限度額30万円までということでありますので、一応限度額の30万円を予定しております。

続きまして、29ページの農業委員会費の中で節19負担金・補助及び交付金でございます。全国農業担い手サミット大会参加負担金でございますけれども、平成26年11月13日にグリーンアリーナ神戸において第17回全国農業担い手サミットが開催される運びとなります。実質的な主催者であります兵庫県のほうから動員計画が出まして、太子町からは7名の参加ということで、1人当たり6,000円の7名分で4万2,000円の計上をさせていただいております。

続きまして、29ページの一番下の工事請負費の宮本地区水路鋼製堰設置工事でございます。これにつきましては、水路を今まで用水堰として用水板2枚で支川のほうに流しておりましたけれども、雨が多いときなどはなかなかそれができないということで、このたび鋼製の堰に取りかえるということで80万円計上させていただいております。契約先については今後いろいろな形で検討したいというふうに思っております。

続きまして、31ページの同じく鵜飼の扉体改良工事でございます。これにつきましては、鵜飼地区に今現在水門ゲートが4基設置してあるんですけれども、それが40年近くわたって腐食しておりまして、なかなかきっちりともらないということで、その更新をさせていただくものでございます。これについても契約先についてはまだ決定はしておりません。

その下の負担金・補助及び交付金のところで多面的機能支払交付金でございます。これについては、予算編成時には25年度までの制

度で予算計上しておりましたけれども、26年度から新しく農地維持支払交付金というのがその制度の中で創設されて、あとそれに伴い単価の変更と交付対象に変更がありました。単価にしましては、田では1アール当たり330円が300円に、畑では1アール当たり210円が200円に変更がありまして、そのかわりといっちはなんですけれども、創設された資源向上支払交付金というものにつきましては、田1アール当たりにつき180円、畑1アール当たりについて108円が追加されました。また、対象区域としては農振農用地の農地からその他の農用地に拡大されて、今回の変更につきましては、阿曾地区では区域の拡大、沖代、広坂地区では新規地区の追加となりまして、128万3,000円の追加という形になりました。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） それでは、教育委員会のほうの説明をさせていただきます。

まず、35ページでございますが、学校管理費の工事請負費と負担金・補助及び交付金でございますが、これにつきましては、職員の駐車場の舗装を当初は駐車場内の芝生部分につきましては、太田小学校の芝生化実行委員会が県民まちなみ緑化事業を活用し実施しまして、残りのアスファルト部分については町事業として工事請負費で計上しておりました。しかしながら、施工の検討におきまして同一業者に一括発注することで効率的な事業実施が可能なことから、町事業分を同委員会への補助金として組み替えるものでございます。

続きまして、幼稚園管理費の賃金の嘱託教諭賃金追加、2名でございますが、これにつきましては、議員がおっしゃるような事実は私どもは全くないというふうに認識しております。この2名につきましては病気退職というふうに私どもは認識しております。1名はこの3月末に退職、もう1名は今年採用しまして6月12日に退職されたものでございま

す。その2名による嘱託教諭の賃金の追加で
ございます。

続きまして、37ページでございますが、青
少年教育費の報償費のうち土曜教育推進員謝
礼追加でございますが、これにつきましては
は、今現在72名の5、6年生の子供たちで英
語の教室を実施しております。年15回を予定
しておりますが、その発表会ということ
で、10月4日、3月21日、あくまでも予定で
すが、今まで習った中での発表会というこ
とで行う、そのための講師の追加というこ
とでございます。これにつきましては、1時間
当たり2,000円の賃金を予定しております。こ
の賃金につきましては、補助対象経費の
2,000円ということで、これを基準としてお
ります。

それから、次の会館管理費の使用料及び賃
借料の駐車場借料追加でございますが、これ
につきましては、今現在12月までの駐車場の
借料1名の方しておりますが、残り1月から
3月まで、まだ契約がなされていないもので
ございまして、その方との交渉の中で話がつき
まして、1月から3月までの90日分を計上す
るものでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありません
か。

佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 1点だけお尋ねいたしま
す。

19ページ、節13委託料、町長公用車につ
いては先ほど井川議員のほうから業務内容につ
いては質問がありまして答弁がありました
が、その中で1点、現嘱託職員がそのまま
（株）ホープのほうに行かれるということ
ですか。まずそれを確認したいと。何かそのよ
うに捉えたんですが。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 25年度末をもちま
して、町長の公用車の運転手をしていた方が
いわゆる更新年限の上限を迎えてしまいました
ので、一度太子町を退職されて、その後

（株）ホープのほうに採用されたということ
で、身分的には職員からいわゆる委託先の職
員にかわったということで御理解いただきたい
と思います。たまたまそちらの方も再就職
先を希望してまして、（株）ホープさんのほ
うに就職されたということでございます。

○議長（橋本恭子） 佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 私が心配するのは、職員と
か嘱託職員であれば守秘義務があります。で
すが、委託となると、その辺の守秘義務の関
係はどうなるのかと。町長公用車ですから、
副町長及び職員の方といろいろ同乗する場
合もあるでしょう。そういうときにいろんな
話が出た場合の守秘義務というものが絡んで
きますが、それに対する、その契約書の中に
守秘義務の件についてうたうのか。それは個
人と契約するのか、業者と契約するのかを確
認したいと思います。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 今回の契約に当た
りまして、業者の方にもその契約の内容につ
いて、守秘義務については徹底した条文を掲
載させていただいて、もしそれでもって何ら
かの事情があれば損害賠償請求なり、そう
いうのを全て網羅した委託契約になっており
ます。もちろん来られる方につきましても会社
のほうで十分教育をなされて来られますけれ
ども、また私どもに来ていただいたときには
そういうことも注意しながら運転業務をさせ
ております。

○議長（橋本恭子） 佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 今の嘱託の職員さんがその
まま継続となれば、その辺は十分理解されて
いるとは思いますが、その中で、それは
申し合わせでうたうのですか、契約書でうた
うんですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 契約書の中でうた
っております。

（佐野芳彦議員「はい、わかりまし
た」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 23ページの民生費の中で老人福祉費、先ほど備品購入費の関係で認知症カフェについて説明がありました。ちょっとわかりにくかったんですけれども、現在4名の希望者ということは、認知症カフェをするという希望者が4名あるということなんでしょうか。

今回この事業は全体像がちょっとよくわからないので、それについて説明していただきたいのと、それからその4名の方が太子町の中で地域的に偏ってるとか、校区的に1人ずつとか、何かそういうふうな、どんな考え方でこの認知症カフェを設置というか行っていくのかについてお聞きします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 認知症カフェの備品購入費でございますが、これは——何度も出ておりますが——認知症施策推進5年計画、俗に言うオレンジプランでございますが、この中で国が掲げて一つの事業でございます、認知症の人とかその家族が気軽に憩える、そういう場づくりということで、大きな意味の場づくりじゃなくて、例えば空き家を使ったような、ただ住宅の一部を使って、また一部公民館でも構わない、そして通常の喫茶店の一部でも構わないということで、実は広報で公募させていただきました。そのときに応募があったのは4名の方でございまして、内訳的には特養の施設の一部を使ってやりたいという方と、それと住宅、空き家を使ってやりたい方がお二方、そして純粋に今喫茶店をやられている方の一角を使ってやりたいという、そういう4名の方から希望がございました。そして、8月にその4名の方を西播磨県民局が主催しまして認知症カフェを希望されてる方の説明会がございまして、その中で本来の趣旨とかというのが説明がございました。そして、もう一度、10月に再度ございます。そのときにはある程度意思表示をそこでしてほしいということで、最終的にはそういう内容をしっかり把握してい

ただいて、承知の上で数を決めたいということで、私どもとしては何も、1カ所でも2カ所でも3カ所でも、これは基本的には多ければ多いほど私らもいいと思いますので、ですから数は多くてもいいんですが、ただ補助金が20万円しかつかないということで、1カ所であれば20万円そのまま使えるんですが、当然、現在だったら4カ所なんで、均等に割れば5万円ずつということになります。1カ所についてはもう全くそういうのは要らないというところもありますし、そういうような形で、最終的に10月を過ぎた後で数が確定して、来年から実施していただくというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、認知症カフェについてお伺いしました。今4名ということで、この4名でスタートということですが、今後その方がずうっと継続されていった場合に、また年々その補助金が、若干の金額ですが、それがつくのか。また、その4名以上にこれからどんどん増えるほうがいいのか。また再度募集をかけたりされるのか。どういうふうにこの運営をされていくのかについて、そこだけお願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 今回の補助金はあくまで立ち上げのために支援するというような意味合いの補助金でございまして、継続的な運営に、来年から運営にも使えるというのではございませんので、来年からはないというふうな説明は多分されてると思います。それと、途中で数が減ったりとかというようなこともございましょうし、当然やっていただく分には何らやぶさかじゃないんで、私どもは、ただ補助金はつかないということ前提でやっていただく分には何ら問題ないというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 35ページの小学校費の負担金・補助及び交付金のとこの件なんですが、先ほどから説明の中で1社にすることでスムーズに進捗ができるのではないかというふうにおっしゃられてたんですが、これはスムーズになるという業務の内容だけであって、別に1社にすることで単価が安くなるとか、そういうことがあるとか、そういうこと見越してという話なのかというのが1つ聞きたいのと、あと37ページの公民館費なんですけれども、再任用の件で、ここで言うのもあれなのかもわからんですけど、再任用の方が行かれてということなんですけれども、やはり嘱託職員で行くよりは金額が上がってしまうのかなあというところが1つ聞きたいのと、あとまたそういうふうに行かれるんでしたら役場で行政の中で今まで培ってきたものを生かせるような配置、単純に再任用だからここでいうのではなくて、公民館にその方たちが行かれることで公民館がよりよくなるということをベースにそちらのほうに行ってもらっているのかというのだけお願いします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 失礼します。今の負担金・補助及び交付金の件でございますが、やはり同じ場所で同じところ、同一業者で一括的に施工するほうが作業の効率も含めて有効であるということでございます。一括で発注しますと経費も幾らか安くなりますので、そういったことで同一業者で一括発注というふうなことで計画しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、公民館の嘱託館長と一般のいわゆる再任用職員との給与の差でございますけれども、当然再任用につきましては2級職員の格付で給与表が決まっておりますので、それに伴って通勤手当等が支払いされ、またボーナス等も一般職員に準じ

た形での支払いがございます。再任用職員のほうが若干高くなります。これまで公民館の嘱託館長については役場OBがなられている方が非常に多かったんですけども、今回再任用制度というものができまして、60歳を超えて年金支給年齢まではどうしても役所としては希望あれば雇用しなければならないというようなこともございますので、再任用職員をそういう公民館の嘱託館長として配置させていただいて、これまでの行政経験を生かしていただいて、一層公民館業務を充実させていただきたいということで配置をしております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

森田眞一議員。

○森田眞一議員 先ほどの35ページの小学校費の学校管理費の工事請負費の関係で、一時的に管理する団体、芝生化何とか委員会ですか、そういうところで、補助金等の関係もあって、こうしたほうがいいたろうという判断でこの団体に対しての補助金ということでされるんだろうと思いますけれども、後々の管理、かえってややこしくならないか。例えばアスファルトにしても、芝生の駐車場にしても、何年かすればやはり傷んでくるだろうと思いますし、そういうときの修繕とか等に、やはりこれは行政と離れた一つの団体としての補助金でございますので、団体で管理等も、これからは維持管理も出てまいりますので、ややこしくならないかなというように危惧するんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 管理の面を御指摘されてると思います。やはりその補助金を受ける上で、住民団体が実施する事業ということで、今回県民まちなみ緑化事業の補助金を受けるとことで、それに対しまして、工事の施工上、一括するほうがベターということでございますので、同委員会のほうに補助を行うということでの施工でございます。

ただ、その後の後々の管理につきましては、やはり駐車場の用地そのものは町の管理でございまして、そういった補修につきましては町のほうで管理というふうになると思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 1点だけお尋ねします。

29ページで、節12役務費の中の手数料、PCB含有検査ということで、金額的には少ない金額なんですけれども、PCBには非常に猛毒性を含んだ薬物が入ってるわけなんですけれども、これについて、私もちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、電気関係の高圧に対しては、これはどうしても必要な時代があったわけございまして、私も会社におりまして、電気関係の仕事をした関係で、このPCBは人体に発がん性を発生さすというようなことの要素がありまして、国の指導で全部調べえということで、当時50年代だったと思うんですけれども、会社の中では全部チェックをしまして、悪いところは全部取りかえをしたという経緯があるんです。たまたま今回当局の役場のほうからでは今回その含有量の調査ということで、ええっ、今どき何をという感じを私自身は思ったわけで、これ恐らく新しい、47年以降は恐らく製造されていないんですけれども、それ以前の部分の検査なんだろうかと思うんですけれども、もう少し詳しく場所と数、例えばキュービクルの、特に高圧トランスとコンデンサーには、昔のやつは全部入ってます。そういう中で、ちょっと説明をいただきたいと思いますけれども。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） PCBでございまして。ポリ塩化ビフェニルという物質でございまして、今中井議員おっしゃったとおり、過去に電気機器の絶縁油という油でございまして、あと熱交換器、こういうふうなも

のに非常に多用されておりました、以前カネミ油症事件というのがございまして、あの事件を発端にこのPCBの使用は全て製造禁止になったわけでございますが、現在このPCBを含んだ、先ほど言いましたコンデンサーとか、あと安定器、このような商品がいまだに各事業所、もちろん公共団体もそうですが、兵庫県のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画という、これをもとに保管、処理を行っております。ただ、処理する施設は近畿2府4県で1カ所、大阪にございまして、ここがやはり1カ所でございますので、非常にその数が多くて、いまだ各自治体、事業所は非常に多くのPCB製品を抱えております。これを今計画的にずっと処理をしております。計画的といいますのは、太子町においては来年処理年度が回ってまいります。現在、今コンデンサーが7基、安定器が2基、体育館の下に保管しております。当然、保管もこの県の処理計画に基づいた管理者、また基づいた保管方法でもって保管しております。来年搬出するわけでございますが、このコンデンサー7基のうち5基はもう既に検査をしております、含有量は基準以上であるということが判明しております。ですから、当初から5基は搬出する予定でございましたが、まだ検査をやっていない2基について、今回検査することによりまして含有量が基準以上であれば、来年合わせて7基搬出します。含有量が基準以下であれば、これは一般ごみとして排出することができますので、一般ごみで処理するという、そういうようなことで今回検査をまずやりたいということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 かなり手をつけておられるということでお聞きしましたけれども、ほかには町内での関係については既に全部チェックは終わっておるということで理解してよろしいですか。PCBについて。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 町内のPCBの保管状況でございますが、これは県が計画に基づいて状況把握しております。そして、毎年保管状況を届け出る義務もまたございます。ただ、私どもについては他の事業所、特に関西電力さんとかというのは非常に多く抱えておられまして、独自で処理もされておりますが、なかなか追いつかないというふうな状況でございます。ただ、私どもとしてはどの事業所がどれぐらい保管しているかというのはちょっと把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 いや、私が聞いたのは、キュービクルに必ず高压トランスとコンデンサーがあるんです。その中には必ず絶縁体としてPCBを、昔はですよ、昭和47年以前はされてたと思うんです、よう使ってたんです。そういうところ辺の47年以前のやつをチェックは全部終わってるかどうか、その関係なんです。お願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 失礼しました。現在7基保管しておりますが、このほとんどは学校施設から出たものでございまして、過去に大規模改修、ああいうふうな改修に基づいても出たものもございまして、当然法に基づいてももう使えないとなって処理したものもございました。ただ、そのときに処理ができなくてということで、ほとんどの製造年度は1970年、あの年代のが非常に多うございます。ですから、それからずっと保管してるということで。小さなものであれば本当にもうこういうちっちゃなものから両手で持てないようなものまで今7基保管しております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、こ

れで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第31号 平成26年度 兵庫県太子町国民健康保険特 別会計補正予算（第1号）

○議長（橋本恭子） 日程第3、議案第31号平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても二、三説明をしていただきたいというふうに思います。

8ページの節19負担金・補助及び交付金のところ、16万3,000円のところですが、後期高齢者の支援金追加、ある程度の説明はあったと思うんですけども、これについて大体対象人数は何人であるのか。

それと、その下の前期高齢者のところの納付金追加についても対象人数は大体何人であるのか。

それと、10ページの特定健康診査のところの人間ドックのところでも部長お話があったと思うんですけども、これも個人の助成に切りかえたためという形の中でお話もありましたが、以前は人間ドックの場合は医師会のほうに行かれて、申請自体はさわやか健康課で受けて、人間ドック行かれたところでお金を

支払うのか何かになって、あとその証明を受けた後にさわやかに行って、その差額分ですか、いわゆる助成されるものをいただくという形になってたと思うんですが、今何かこの中での変更があったというふうにもちょっと聞いておるんですが、現在の人間ドックの助成金の受け取り方がわかればその説明をお願いしたいと思います。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） まず、8ページの後期高齢者の支援金追加でございます。これは全ての75歳以上の方が加入しております後期高齢者医療制度、こちらによる保険制度に対しまして、国保を含む全ての保険者が公平に財政負担をしようという、そういう支援金でございまして、当然後期高齢者の医療制度というのは、75歳以上の方の1人当たりの医療費というのはもう平均90万円ぐらい要ってます。若い人の世代の保険料が大体30万円、40万円というところでございますので、また当然後期高齢者のほうにやはり若い者が負担していくという、支援していくという、そういう制度の中の支援金の追加という意味で、特定に誰にというんじゃないんですが、ちなみに後期高齢者は3,129人ぐらいの対象者がいらっしゃいます。

それと同じく下のほうは今度は前期高齢者で、全ての65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費の偏在、これを保険者間で財源調整する制度に対する納付金という、趣旨的には同じような趣旨でございます。

それとあと、10ページでございます。人間ドック等の受診制度の補助金でございます。これは今回ちょっと詳細説明でも説明させていただきましたが、従来委託料で予算措置しておりました。それを今回負担金・補助及び交付金ということで全額、同じ金額ですが、予算科目を変更させていただいております。これは今回人間ドックの助成制度が大きく変わしまして、以前は、以前といいますか、25年度までは姫路市医師会が実施しておりました兵庫県の2時間人間ドック、これのみの

制度しかございませんでした。議員おっしゃったとおりでございます、私どものほうへ一度窓口来ていただいて手続するというふうな流れでございました。今回から県の2時間人間ドックから、今人間ドックといいますのは大きな総合病院はほとんどのところでされておられます。だから、どこで受けられてもいいように、全ての人間ドック、検査機関で受けられるようにいたしました。そして、人間ドックの費用の2分の1、上限は1万8,000円でございますが、この分について助成しようということでございます。対象者は40歳以上の太子町の国民健康保険の加入者、また後期高齢者医療の加入者ということになっております。

今、手続上でございますが、どこの医療機関で受診されても全ての方に対しまして今度補助金というような形でお出しいたしますので、今まででしたら医療機関に委託料ということでお支払いしてましたが、とりあえず一度立てかえしていただいて払っていただく、その分の一部を補助とするという、そういうふうな制度に大きく変わっております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 部長、前期高齢者の対象の人数はわからないんですか。

○生活福祉部長（井手俊郎） 前期のほうのちょっと数字はつかんでおりませんが、これは制度に対する支援金でございますので、特定の人にどうということではないんです。その辺御理解いただきたいと思います。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 平成26年度の予算の追加ですけど、5,511万8,000円ですか。私はこの国

民健康保険に対しては当初から反対を唱えておるわけなんですけど、補正である中で見ても、さほど補正で反対するところはないんですけど、ただ、今町民からしてみたら、いつも言われるのは保険料が高いとか、介護保険ですか、が高いなあということをいつも聞かれるんです。ほいで、そういう中で確かに高くなっております。それと、また国の助成も削減されておりますから、どうしても太子町のほうとしては大変だなということも理解はしてるんですけど、一般会計からの繰り入れを少し拡大して保険料を安くすることにすれば多少やっぱり住民も助かるのではないかなと。それと、今物価の高騰でガソリン代なんかもかなり上がっております。それと、年金支給の方が太子町にはかなりおられます。そういう中で、先ほど言いましたように一般会計から拡大していただいて、そうすることによって、高ければ高いほどやっぱり滞納者もこれから先増えるのではないかなということも考えられます。そういう中で、私はこの今回の補正に対しても反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されま

した。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第4 議案第32号 平成26年度 兵庫県太子町介護保険特別会 計補正予算（第1号）

○議長（橋本恭子） 日程第4、議案第32号平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても二、三、質問していきたいと思います。

10ページの賃金のところ、臨時事務員賃金、50万円程度上がっておりますが、普通の事務仕事というふうには理解しておりますが、これについての内容はどんなものなのかということの説明をお願いします。

それと、その下の介護保険料過誤納付還付金追加、これについても部長のほうからも説明があったかと思いますが、再度の内容説明をお願いいたします。件数がわかれば件数も含めてお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 10ページの賃金でございます、50万3,000円。これは現在介護保険に従事しております職員の1名が長期の療養休暇をとりまして、その補充ということで、今まさに介護保険事業計画の策定の大変なときでございまして、1名臨時事務員をお願いして追加するものでございます。

それと……

（「介護保険料」の声あり）

ああ、ごめんなさい。その下でございす。介護保険料の過誤納付還付金追加でございす。これは過年度分の還付精算なんですけど、過年度において死亡とか転出等によりましてどうしても精算する必要が出てきた場合、ただこれが年度内でどうしても時間的に

処理できない場合がございます。これを次年度において処理するという意味で、過年度の保険料の過誤納付の還付というような形で還付させていただいております。ちょっと件数は、申しわけないです、つかんでおりません。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほどの答弁の中で、病気のため臨時で職員雇われるということで、50万円程度の賃金というか、どれぐらいの期間を想定されてのことなんですか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） ちょっと正確な日はわかりませんが、一応復帰は12月ということで聞いておりますので、それまでの間の賃金ということで50万3,000円計上させてもらってます。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 1点だけちょっとお聞きしたいんですけど、多分これは事前に報告があったかなと思うんですけど、繰入金の中で、歳入ですけど、一般会計繰入金の財源調整ということで、4,834万7,000円ですか、減額されておられますけど、これはどういう形の中から減額になったんですか。それちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 今おっしゃいましたのは介護給付費の準備基金の繰入金の方でよろしいでございますか。8ページの介護給付費準備基金繰入金追加でございます。この4,834万7,000円、同額が一番下に財政安定化基金貸付金減額というのがございます。金額全く一緒でございますが、これは県の財政安定化基金貸付金を返還いたしまして、町の準備基金をあえて今度繰り入れるということでございまして、起債のほうでも説明させていただきましたが、借り入れる分を減らし、そして準備基金に余裕の出た分で新たに

繰り入れるをするという、そういうふうな仕組みで繰り入れをしております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第33号 平成26年度 兵庫県太子町後期高齢者医療 特別会計補正予算（第1号）

○議長（橋本恭子） 日程第5、議案第33号 平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 幾らもないんですが、歳出のところの8ページ、後期高齢者医療広域連合保険料納付金の減額、これについても幾らか説明をいただいたと思いますが、再度説明をお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 後期高齢者医療広域連合への保険料の納付金、過年度分の減額でございます。これは平成26年4月、5月分の保険料収納分であります。過年度分の保険料納付金が確定いたしましたために減額

するものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第6 議案第34号 平成26年度  
兵庫県太子町下水道事業特別  
会計補正予算（第1号）**

○議長（橋本恭子） 日程第6、議案第34号平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても二、三説明していただきたいと思います。

8ページの歳出のところで、部長のほうからも少し説明があったと思うんですが、需用費のところの修繕費、マンホール・公共ます等修繕に100万円程度ということで、このマンホール、公共ますについても数はどれくらいあるのか、どんな壊れ方をしてこの修繕をしていくのかということの説明も含めてお願いいたします。

それと、その下の維持補修工事の追加の

70万円についても再度の詳細説明をお願いしたいと思います。

それと、一番下の前処理場管理費、この流入ポンプ更新工事、これも経済建設でも言っておりますが、これの更新工事費の内容についても、どこで入札して発注をどんなところに発注しようとされてるのかということもわかれば説明をお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 3つだったと思います。最後は流入ポンプやね。

○井川芳昭議員 うん。

○議長（橋本恭子） わかりました。

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、需用費の修繕料でございます。これにつきましては、既に修繕料として99万3,600円の支出をしておりますので、今後公共ますの突発的な補修作業が予想されますので追加するものでございます。

工事請負費の維持補修工事費でございます。これにつきましても、石倉太子線のほうで、矢部歯科の南側で、県からの指摘がありまして、舗装部分が大分陥没しておりましたので、それを補修しまして、残額が960円というような状態になっております。今後、雨水幹線等の補修工事が予想されますので、70万円の追加をお願いしているものでございます。

前処理場の工事請負費でございます。前処理場の汚水ポンプNo.2が経年劣化により故障しております。故障しておりますというのは、故障の危険があります。これについては59年12月に設置されて、もう既に耐用年数が大幅に経過しております。絶縁抵抗部分が急激に低下しておりますので、ポンプが停止することがよくあります。放置すると前処理場の汚水があふれ出す危険があるので、早急に直させていただくために計上しております。発注先についてはまだ未定でございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

森田眞一議員。

○森田眞一議員 8ページの公共下水道事業費の給料267万8,000円、異動等による一般職給減額ですけれども、割とこれ大きな金額が出とるんですけれども、職員の人員に減があったのか。いや、単なる給与の差の異動だったのか。御説明お願いしたいと思います。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） これは2名分でございますけれども、特に減があったわけではございません。職員の異動によりまして減額させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほど需用費のところのマンホールと公共ます、一応修理をしていて、新たに予備の形でこんだけ持とうという形の話があったんですけれども、このマンホール、公共ますの修繕で、これ大体どんなことで壊れるんだとか、もうマンホールが割れてしまうんだとか、公共ますについてもどういう形で、どんなことで割れてしまうからこれかえるんだと。その修理内容等々がわかれば説明をお願いします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、修繕料の一つとしてマンホールポンプがあります。そのマンホールポンプにふぐあいが発生しまして、それで直した部分が約100万円ぐらいあります。それ以外に、あとマンホールぶたの補修でございますけれども、これはどうしてもマンホールの周囲の舗装が陥没したりしますので、その部分部分につきまして補修をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、こ

れで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 下水道事業の件ですけど、補正についても58万3,000円の追加ということで、金額的には問題はありません、はっきり言って。ただ、気になるのは前処理場事業。今回もまた流入ポンプの更新工事によって324万円計上されております。前処理場の施設の老朽化に伴い、またこれから次々と下水道事業としての予算が課せられてくると思うわけで、その中で汚泥搬送計画にて搬送先の候補地とかということで検討されているようでありますけど、この間ちょっと情報的に入ったんですけど、建設内のアスベスト使用によってまた何か、それが当然使用されてるとなればまたそこに費用がかかるだろうということで、また下水事業で負担がかかるということで、そうなれば当然住民の負担がかかってくるということの中から、今回も補正で全く関係ないとは言えない上で、私は前処理場に対することを前々回ですか、下水道と一緒にされた、そういう中で反対を投じてきております。当然、前処理場のことがここに入ってくれば、私は下水道事業に対してはあくまでも反対の立場に立ちますから、ここで今反対の討論させていただいております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第35号 平成26年度
兵庫県太子町水道事業会計補
正予算（第1号）

○議長（橋本恭子） 日程第7、議案第35号平成26年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても二、三、質問いたします。

4ページの、これも特に特段どうのこうのという問題でもないんですが。

○議長（橋本恭子） 濟いませぬ。もう少しマイクに近づけて、大きく言ってください。

○井川芳昭議員 4ページの印刷製本費のところ、これも追加で、この場でどうのこうの言うてみてもしょうがないと思うんですが、この追加についても、どこに発注されようとしているのかということ。

それと、その下の賃借料のどこ、有料道路通行料追加って、これはこの項目で、ちょっと違うのかなというふうにも見ながら思ったりして、それが合ってるのであればもう答弁不要で結構なんですけども。

それと、6ページのところの建設改良費のところの工事請負費の老朽管の更新工事追加、これも私も現時点でちょっと調べてなかったんですが、どこで今、工事業者はどこな

のかということと、それからこの工事費追加についての再度の内容説明をお願いいたします。

それと、その下の投資有価証券購入費、以前も水道事業ではユーロを買って、たまたまもうかったんか、そういった形で、かけごとのような形で、結局もうかってよかったなみたいなどこで最終的にはやっぱりやめて、国債に乗りかえというような形だと思うんですけども、また追加で購入するということ。運用せなあかんのやという形の中でいろいろと各自治体ではやられてます。でも、ほんまに住民にしてはやっぱりばくちやないかと、投資やっとするだけやないかということを知らない方々が、こんなことに水道事業のお金で国債買って運用していくんやということは余り、若い方々はそんな株投資みたいなことをここで裏でやっとなやということは知られてない。私どもも議員になって何年かたちますが、そんなことやっとなやと、ましてやユーロに手出しとんやという形の中で話あるんです。だから、ある程度は運用していたし方ないのかなというふうに思いますけども、ああ、国債ええなと、調子に乗ってもう一つ買おうかというなことになるとうわけやね。だから、その辺も誰が判断してこれを、税金使って運用していくんやと。ユーロのときももうかったからよかったけど、ユーロ暴落のときにこれ紙切れになっとたらどないなとんやと、誰が責任とるんやなて話もあったけど、結局ええほうに転んだからよかってやめた。これも結局誰が責任とるんやと。また追加で買いました、誰が責任とるんですか聞かれたときに、誰が責任とるんですか。ある程度はええ。でも、調子に乗って買うと、株と一緒に、調子に乗って買うとやられる。これ認めてええんかなと。ふと。これ書いてあるけど、ここに、追加で買いますと。これについても本当に町民が納得できる答えですか、こういう運用の仕方。これについても少し御説明をしていただきたいと思います。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） それではまず、印刷製本費でございます。これにつきましては、納入通知書が少なくなりましたので、発注することについての追加でございますけれども、枚数が少ないので、27年度分も見込んで、1枚9.8円の3万5,000枚分として37万8,000円を計上させていただいております。

次の賃借料……

（井川芳昭議員「どこ、発注先どこですか」の声あり）

発注先はまだ決まっております。

賃借料につきましては、これにつきましては、阪神・淡路大震災20年事業水道災害シンポジウムというのが淡路であります。それについての往復の有料道路の通行料でございます。

（井川芳昭議員「これはこの賃借料のところでいいんやね、項目は」の声あり）

続きまして、資本的支出の工事請負費でございます。これにつきましては、福地地内の老朽管を更新するということで予算計上しておりましたけれども、ＪＲとの協議の中で、管材、材料の変更であるとか、列車見張り員の追加であるとか、またボックスカルバート内での工法の変更、また材料の変更を余儀なくされまして、1,000万円の追加をお願いしているものでございます。

資本的支出の有価証券の購入の費用でございます。3億円でございますけれども、その上に歳入として3億円あるのと同じで、例えば1億円を3回運用すると3億円計上するというようなことになりますので、特に3億円のものを買うというのではなしに、1億円ものを3回売り買いすれば、入ってきて出ていって、入ってきて出ていってということで3億円という数になります。また、株とは違いまして債権ですので、これは非常に安全であるということでございますので、その辺を御理解願いたいと思います。

（井川芳昭議員「安全やない。ばくち

や」の声あり）

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時36分）

（再開 午前11時38分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第8 議案第36号 太子町保健福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第8、議案第36号太子町保健福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第9 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長(橋本恭子) 日程第9、議案第37号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第38号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長(橋本恭子) 日程第10、議案第38号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に

提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても少し説明があって、いろいろと自分なりに見ておるとかなんですけども、今回の基準を定める条例ということで、この参考資料の中に家庭的保育事業等々という形で運営に関する基準と書いて、家庭的保育事業というのは、議案第39号のほうにもちょろっと書いてあるような形であるんやけど、家庭的なというニュアンスというんか、この基準というのはどう説明ができるんでしょうかなと思ひまして、この点説明いただけますか。

○議長(橋本恭子) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(井手俊郎) この家庭的保育事業と家庭的保育事業等というのがございまして、ちょっとこの辺詳細説明でも申し上げさせていただいたんですが、家庭的保育事業等といいますのは、参考資料の8ページ……

(井川芳昭議員「真ん中載ってる」の声あり)

7ページ、つけております。ここで言う新制度の中で地域型保育事業というふうな位置づけになっておるんですけども、中身としては家庭的保育事業と小規模保育事業、そして居宅訪問型保育事業、そしてあと事業所内保育事業、この4つを総称して家庭的保育事業等と言っておりまして、従来は保育所というのは定員20名以上で認可されるのが今まで俗に言う保育所というんであったんですが、今回ここで言う家庭的保育事業等というのは、その下、20名以下の分、以下で新たにこういうふうな認可の保育所の制度ができたということで御理解していただいたらいいかというふうに思います。

以上です。

○議長(橋本恭子) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第38号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第11 議案第39号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第11、議案第39号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 この議案第39号についても議案第38号とリンクしたような形で、非常にきめ細やかな分け方というんですか、そうしてやっていると。この中でもそういったことに該当しないようなことが出てくるのかなあというふうにも、そんなことはないんですか。保育事業の中でこれだけいろいろと利用定員等々の基準がある中で外れてくるようなケースというのが可能性としてあるのかなのか、その辺についてもちょっと御答弁いただけますか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） この議案第39号の条例につきましては、これは先ほどの議案第38号と違いまして、議案第38号はどっ

ちかという設備基準を中心に、認可するための基準を定めておりますが、この議案第39号につきましては、認可の保育所として、これから運営の給付費、補助金等を受け取ります。その受け取るに値するかどうかという確認をするための基準でございまして、当然内容については、これから事業者がやろうとしていることがちゃんとこの基準に沿っているかどうかという、そういう確認をいたします。当然、この確認のとおりできてなければ補助、運営費等の支出はできないということになりますので、ですから心配しておられるような、基準に合致してないのに確認するというようなことは多分ないというふうに感じております。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 この参考資料の中でも、この下のほうに家庭的保育事業の概念みたいなことが書いてあって、この中にも、先ほども言いましたが、家庭的な雰囲気の下でとかという、そのまたニュアンス的にどういったことが雰囲気なんやという、ほんまにちょっと捉え方によってはいろんな捉え方があるようなことも書いてある。その辺も話の中で上がってこないのかと。どういう形のものが雰囲気なんやということも、どういうことで今後そういった具体的な対応をしていくのかという答弁もいただきたいというふうに思います。

それと、参考資料の9ページの運営に関する基準のところ、保護者に対する説明、その2番目の正当な理由がない場合の利用拒否の禁止、また利用者負担額等の受領、この辺もどういたことがこの利用者負担額等の受領の意味合いをするのかというこの2番目のことと、それから秘密保持、例えばどういたことを秘密保持にしていくのが基準になるのかということ、この3点について再度説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） まず、家庭的保育事業の雰囲気というのは、これ非常に表

現するのは難しいんですが、家庭的保育事業は5人までの定員の保育事業でございまして、当然通常の保育所であれば20人以上、大体多いのは100人、200人という規模でございます。当然、子供によっては集団的な保育になじまない子、また障害を持ったような子、たくさんの子供がいます。そういう子供たちの選択肢の一つとして、やはりこういう家庭的な、家にいるのと余り変わらないような雰囲気の中で保育を望まれるという方も当然あるかと思います。そういう意味の家庭的保育というのをちょっとイメージしていただいたらどうかというふうには思います。

それとあと、正当な理由のない提供拒否の禁止という、これはこれから認定こども園化されますと保護者が直接保育所を選択し、そして直接契約するというような制度になります。そういう中で、ある程度の受け入れする基準として、こういうのを明確に持つてかどうか、曖昧なその判断をしてないかという、当然このルールがあるかないかというふうなことでこれ定めております。

それとあと、個人情報についてもそうです。当然いろんな情報が入ってまいりますから、直接契約いたしますので。その辺はむやみやたら漏らさないというのは、これはもう当然のことかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほどの正当な理由がない場合の利用拒否の禁止、私どもちょくちょくこう言われるんです。井川さんとお客さん選ぶんですか。みんな大体お客さんっていうのは店側が選ぶんです。これについても、この事業所側にすれば、ああ、少しこれちょっとややこしそやなという方々も最近はやっぱおられるんで、もう雰囲気見たら何かそういう感じがすぐとれる、察しできるような、商売していくと大体わかってくるんですけども、こういうケースがやっぱり絶対に多分出てくるんやね。これ受け入れすると後で

ちょっと問題になってくるのかなというようなケースが、やっぱり経営者にとってはそれが一番大事ですから、どっちかというたらお客さん側になってくるんで、それをここで禁止やということになってくると、逆に受け入れる側のほうが、あとほかの園児さん含めて巻き込まれて、いろんな弊害が生まれてくるんじゃないかなというふうに逆に心配するんですけども、その辺は臨機応変に対応していくような形の指導をされるんですか。それについてだけ。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） ここで言う正当な理由のない提供拒否という意味は、今回から制度が大きく変わるの、まずそれぞれの児童の認定申請を受けます。そういう子供たちがその認定1号、2号、3号、どれに該当するのかによって、当然該当すれば、その施設に行けば、まず条件的にはクリアしてると。本来、定数の枠内であれば受け入れなければならないというふうな条件がまずございます。ただ、利用定員の総数を超える場合にどうするかというときで、そこで抽せんをするのか、申し込みを受けた順序によって決定するのか、その辺を明確にしろというふうな条文をここで定めております。ですから、今議員御心配されてるような、保育所サイドで勝手にいろんな理由でもって拒否するというのは基本的にはもうできないし、当然そういうことが発覚すれば、今度認可は市町でやりますから、指導的な立場もございまして、指導はさせていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 先ほどから井川議員のほうから質問があつて、同じような質問になるかなあと思うんですけど、議案第28号で、関連の中で、家庭的保育事業とか、それに伴う設備及び運営に関する事業、この内容として、家庭的保育事業、小規模保育事業など4つの

事業に分担されると。その中で職員、保育時間、内容など基準があつてということは先ほど、認定はもちろん県がやり、また太子町でやるということを議案第28号で確認をいたしました。

ちょっと聞きたいのは、施行項目の中で子ども・子育て支援法の施行の中で、9ページですか、何項目か上げられております。6項目ですか、上げられております。当然いろいろな方たちがこの事業を行うわけなんですけど、運営に至って、今さっき部長のほうから管理とかチェックは太子町のほうがやりますということを言われておりました。それと、そういった中で、嚴重なるやっぱりチェックを行わない限り、今回こういうケースが、こういった施設のなものが出たら、隠れて見えないとも多少は出てくるかなあという感じもちょっと懸念してるんですけど。

そこで、太子町が例えば何かこういうこと見つけたと、この施設に対してです。その場合はどのような罰則があつて、またこれに対してどのような措置を講じるのか。とりあえずこれは聞いとく必要があるかなあということで私は質問してるんですけど、この件に関しては何かわかれば教えていただきたいなと思います。お願いします。

○議長（橋本恭子） 平田議員、議案第28号でなくて議案第38号だと。

○平田孝義議員 ああ、だから、28号はわかったよと。29号の件で今話をしている。

○議長（橋本恭子） いや、28号で言われたから。だから、38号で。

○平田孝義議員 ああ、ごめんなさい。三十……。

○議長（橋本恭子） かなと思ったので。

○平田孝義議員 38に39です。

○議長（橋本恭子） わかりました。

○平田孝義議員 39のほうでちょっと聞いたんです。

○議長（橋本恭子） それではそういうことで。

○平田孝義議員 ごめんなさい。

○議長（橋本恭子） 38号と39号ということで。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 今、平田議員の御質問は認定後で不正等あった場合の指導で、その中で罰則等はあるかという御質問だと思いますが、子ども・子育て支援法の中で当然罰則規定もございます。当然、それ以前に認可した保育所でそういうことがあれば、認可の取り消しとかということも含めて考えていかなければならないというふうには思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 議案の趣旨は理解できるんですけども、1点だけ気になるのは、居宅訪問型保育事業のこの定員1という考え方。普通は1でしょうけども、例えば双子さんがおられて2人とも見てくれという場合は、この捉え方です。別に双子でなくても、兄弟で年子さんで2人とも見てくれという場合の考え方とこの定員1という考え方、それちょっと説明願いたいんです。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 小規模の中でも居宅訪問型については、当然保育士1名に対して児童1名と、1対1、要はおうちへ訪問して保育をやるという、俗にベビーシッター、あのスタイルの保育になるんですけども、当然この1名というのは非常にいろいろな条件がございまして、特に先ほども申しましたように集団保育にまずなじめない、それとあと障害をお持ちの方でどうしても在宅の保育を望まれる方、それとあと一部、母子家庭等でどうしても夜間勤務で夜預かっていただきたい、そういう事情も含めまして、その辺は保育の必要性というのは当然審査いたしますけども、そういうのを想定しておりますので、来ていただいて2名、3名を兄弟預かってという、そういうなんはもう対象外という

ふうに判断していただいて結構かと思います。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第39号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第40号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第12、議案第40号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 処遇改善をして消防団員を確保しようという、これはようわかるんですが、結局金かいなと。金に持っていくんならなぜ10万円にしたらんのかと思うんですが、この5万円の考え方。

それから、説明のときに5万円等、5万円等、おかしいこと言よんなあ思うてこの36マス見たら、団員のとこだけ5万6,000円があるんやけど、何でやねん。等言わいでも、もう5万円やったら5万円で統一しとったらよ

かったんちゃうんかいな、ていうちょっと質問です。

○議長（橋本恭子） 生活環境課長。

○生活環境課長（塩井英裕） この条例の改定につきましては、大もとの条例のことは部長より説明がありまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改定に基づいてやっております。この改定というのは消防庁のほうでやっております、この5万円というのも消防庁のほうで検討いたしまして、この5万円という数字を出しております。その中で、今5万6,000円、一番団員だけが5万6,000円で、ほかは全部5万円というのは、最低基準を20万円に定めるという形にしましたので5万6,000円の増額になっております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第40号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第13 議案第41号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第13、議案第41号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に

提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 何もないようなので、1つ質問をします。

この内容は、せんだっての説明では、現在の学童保育という形になっているという形の中で話もお聞きしましたが、この放課後健全の制定内容、支援員の知識及び技能の向上と配置数、それと設備基準、それと3番目の利用者を平等に取り扱う原則というのがあるんですけども、太田小学校の学童なんかでもちよくちよくいろんな話が出てきて、冬になってくるとやっぱり風邪を引く子が多いからマスクはどうなんやとか、床が寒いやとか、そんな話がちよくちよく耳に回ってきたりして、支援員の方についても人間関係があるとか、いろんな女性の方の仕事の中ではいろいろと問題が出てきて、利用者を平等に取り扱う原則についても、やっぱり元気な子もおれば静かな子もいる、その中ではどうもいじめが発生しているような形が、だんだん声が聞こえてきたりして、この辺に関してもそこまで立ち入るのはどうなんかなということも、相談やらそういう話がちよくちよく耳に入ってまいります。この辺についても、仮に利用者を平等に取り扱うということの中でも、今後その職員はどういうふうの利用者を平等に扱っていくのかと。中でけんかしていてもあえてとめに入らないというケースも聞きます。この辺についてもやっぱり非常に難しい問題ではあるうかと思うんですが、こういった内容をどうクリアしていくのか。また支援員の知識の向上、また技能の向上についても、そういった支援員の方の中にも講習会というんですか、そういう勉強会があるような話を聞いてます。それを積極的に参加させていく制度が今の現状でもあるのか。それとも、仕事にちょっとかまけて、そういった時間がないから、あっても受けさすようなタイミングがないのであるとか、そういうなこと

はちょっとクリアこれでできるのかなというふうに思うんですが、その辺の説明だけお願いできますか。少しちょっとアバウトで申しわけなかったんですが。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 失礼をします。まず、支援員の知識及び技能の向上ということでございますが、この方々につきましては保育士の免許をお持ちの方でございます。そういった経験豊かな方を採用させていただいております。その中で、お互いの知識の向上ということで、お互いが切磋琢磨しながら、それぞれ職員の交流を図りながら知識を向上ということで今努めております。

それから、利用者を平等に取り扱うということなんですが、今言われてるようなこと、いじめとか、そういったことについては私どものほうには入ってきておりませんので、今の支援員の方々が誠意を持って子供たちを預かっておりますので、何も差別をしたような、そういう事実はございませんので、今の利用者の方々については、しっかりとした中での利用をしていただいているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 設備の基準のどこなんですけども、これについてもどういったことが基準点になって、どこまでがなかったらあかんのやというようなことがいろいろとそういった学童保育の中ではあると思うんですが、これどういった設備がなかったらあかんという基準はあるんですか、具体的なところで。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） まず、施設の定員といいますか、ここにも書いてあるように、大体1人当たり1.65平方メートルが必要であるということでございます。あとは運営管理とか、そういうことを明示しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第41号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後0時06分）

（再開 午後1時12分）

○議長（橋本恭子） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第14 議案第42号 工事請負契約の締結について（柳池総合公園多目的広場外整備工事）

○議長（橋本恭子） 日程第14、議案第42号工事請負契約の締結について（柳池総合公園多目的広場外整備工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第42号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、柳池総合公園多目的広場外整備工事の請負契約であります。

工事請負契約につきましては、去る8月28日に5社による制限付一般競争入札を執行した結果、兵庫県揖保郡太子町東保336番地4、ツチノエ興産（有）、代表取締役久保保子と1億584万円で契約するものであります。

詳細につきましては経済建設部長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原

案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） それでは、柳池総合公園多目的広場外整備工事につきまして詳細説明を申し上げます。

今回整備する多目的広場につきましては、陸上競技場南側に位置する広場でございます。現況は南北130メートル、東西100メートルのほぼ長方形のグラウンドであります。今回の整備で南北120メートル、東西110メートルの多目的広場として、野球、ソフトボール、サッカー等の練習が夜間にも行えるよう順次整備するものでございます。

なお、本事業は国庫補助事業として、都市公園整備事業を活用して整備するものでございます。

主な工事の内容は、整備面積1.6ヘクタール、植栽工2,900平方メートル、給水設備工891メートル、雨水排水設備工1,945メートル、電気設備工741メートル、園路広場整備工357メートル、グラウンド・コート舗装工1万2,350平方メートル、構造物の撤去工一式をそれぞれ整備するものでございます。

完成工期につきましては、平成27年3月25日を予定しております。

以上が工事請負契約の主な内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 今、経済建設部長から説明がありました。契約の予算に関しては国庫補助ということで聞いたわけですが、いつもこの工事とかに対してのことで気になることなんですけど、工事の中身がはっきりとわからない中で、議会で賛否を問うわけで。金額が1億円という、もう本当言って大きなお金を出しての議会の賛否でございます。そういった中で、工事の概要で給水設備が891メートルとか、雨水排水設備がどうだとかという

中で、それらしき図面があればいいんですけど、これ見たら東西100メートルとか、200メートルとか、そういった説明だけで本当に賛成であります、反対でありますということは言えないわけなんです。ほいで、いつも本気になってるんですけど、図面のない中で、それなりに金額などは概要別で、わかれば教えていただきたいなと。そういうことで質問してるわけなんです。もしこれがわからなくなれば、当然この見積もりの検証とかというんですか、こういうことがわからない中で議会上がってきて、その賛否を問うということになるから、どうしても賛成するか、反対するかわかりませんので、そういうことを少し詳しく話を聞きたいなと思いますので、お願いします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、工事について簡単に説明をさせていただきます。

整備面積は、ほぼグラウンドの面積のことでございます。植栽工につきましては、グラウンドの南側に芝生の広場、見学をする場所として芝生の広場を予定しております。そこにつきましては植栽工でございます。給水設備工につきましては、これは水をまくための設備として、給水するための設備を大体グラウンドの外周に用意しております。雨水排水設備工につきましては、グラウンド全体の雨水の排水についての設備を予定しております。これは雨水を早く排水するための設備でございます。電気設備工につきましては、将来グラウンドに照明の明かりをつけるための電気を設備するために、事前にその配管等行うものでございます。園路広場整備工といえますのは、その周りの園路につきまして縁石等の設備をするものでございます。グラウンド・コート舗装工としましては、グラウンドの表面を整備するものでございます。ただし、表層につきましては来年度する予定でございます。構造物撤去というのは、今現在あります防球のネット等の撤去でございます。詳細の金額につきましては今ちょっと持ち

がございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 概要的な説明は確かに伺ひました。

いつも伺うのは、この概要の見積もりというものが当然これは図面の中で上がってくると思うんです。ほいで、どのぐらいの金額がかかるかなあということも検証してなかったら、言へばここに上げてます、予定価格とか、そういうことも出せないなあと思うんですけど。そういった中で、当然議会上げてくるとなれば、これ検証して議会上げてほしいなと思います。そういうことです。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 数点お尋ねをいたします。

まず、今回ツチノエ興産（有）が落札をしておりますけれども、この有限会社はこれまで余り聞いたことのない業者のようで、私自身が、余り聞いたことがないなというふうに思っておりますが、これまでの公共事業のまず実績はあるのか、どのような公共事業の実績があるのかをまず1点お尋ねします。本社は、そこに書いております太子町東保336番地の4でよろしいですか。

それからもう1点は、グラウンドも当初からかなり図面が変わってきておりますけれども、何点かしておりますが、今回はこのグラウンドの工事そのものは最終になるんですか。最終になるのであれば、先ほど平田議員が言われたようにグラウンドの資料、最終図面、青図面、どういうふうになってるのかというのをちょっと確認したいんですが、図面がもし最終であれば青図面が出せるかどうか。

いろいろ変わってきて、最初はかなり高価な、高価な言うたらわからんな、ぜいたくな確かにグラウンドの青写真がありました。ところが、だんだん縮小されて、観覧席もかな

り削って、私、最終的にはホームベースの裏と1塁側、3塁側にちょっと芝生的な観覧席がある図面だったように思うんですが、それからまた変わっているのかどうかということの説明をお願いします。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（森川 勝） まず、1点目の御質問ですけれども、ツチノエ興産（有）さんにつきましては、本社こちらのほうの東保ということで登録のほうさせていただいておまして、過去、ちょっと今調べたんですけど、何回か落札をされていらっしゃったと思います。こういった大きなもの、1億円の工事に入れるようになりましたのは、今回特定建設業の許可を25年7月30日にとられましたので、今回の対象ということで、制限付の一般競争入札に参加されたということでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） グラウンドの変更につきましては、これが最終の形でございます。一応、図面でいきますと、右上のほうにバックネット、ちょっと丸くなっているところにバックネットを設置して、四角くくってあるところがちょうどダイヤモンドというような形になります。その少し南側の東西を使いましてサッカーの、東西で、ちょうどこの長さであればサッカーができるということで、こういう配置にしております。あと、完成の図面で、図面といいますか、風景といいますか、そういうものでございますが、当然用意、用意というか、事務所のほうにございますので、また提示させていただきたいと思います。

○議長（橋本恭子） 佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 先ほどの実績のところでは数件というあれ、これ太子町の公共工事ですか。じゃあ、どのような工事なのか、まず説明をしていただきたいのと、議長、青写真もしあるんなら、立体形の、ぜひ提出をお願いいたします。図面、青写真。

○議長（橋本恭子） ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午後1時26分）

（再開 午後1時39分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 一応、26年度の事業については図面のとおりでございます。あと、観覧席につきましては、その図面の下半分に斜線の部分があると思うんですが、そこが芝生の観覧席というような形で計画をしております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） それから、済ません、財政……

（佐野芳彦議員「議長、もう一回確認する。もう1点、もう一回残っとなね」の声あり）

はい、財政課長のあの分もですね。財政課長の太子町の実績。

（佐野芳彦議員「いや、答弁してなかったら答弁してもらわなんだからあかんのやけど」の声あり）

答弁してないから一応言っていただけますか。

財政課長。

○財政課長（森川 勝） 23年度にツチノエ興産（有）さんのほうが5,145万円で沖代線歩道改良工事のほうを施工いただいております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 ほんならもう一回だけ、観覧席の話ですけれども、この南の斜面が観覧席ということですか。

それから、以前の図面、今、先ほど言った完成予想図なんかの中にはバックネット裏とか1塁側、2塁側に、この斜面で、芝生で、もともと石やってだんだん、斜面で芝生になったんですが、そういうのはバックネット裏、1塁側には全然なしと、こういう形に変

わったんですね。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 今お渡しした図面で多目的広場整備という矢印のところ、このあたりがバックネットになる予定でございます。ですから、バックネット裏に観覧席というのは特にはございません。

（佐野芳彦議員「むちゃくちゃ変わったんや」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 最低制限価格お幾らやったんか、教えてもらえますか。

それと、池の手前をずっと入っていったら柳の墓地があります。あれはどないなるんかな。もう全く今後も影響なしに。その墓地行くのに細い道があるんですけども、その辺の道並びに墓地への影響はどうなるんか。価格と今の墓地関係、2点お尋ねします。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（森川 勝） 最低制限価格でございますが、税込みで8,334万360円でございます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 柳の墓地については特にいらう予定はございません。また、周辺の園路整備ということで、その山の周辺にまた園路を整備したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 1点お聞きします。

今御説明がありましたように、この多目的広場としての整備がされるんですけども、この整備の中にも……。

○議長（橋本恭子） もう少しマイクに近づけてください。

○吉田日出夫議員 西側にはトイレが1カ所あるんです。それと、事務所のほうにもある

んですけども、この整備をされる中で東側のほうにトイレなんかのお考えがあるかどうかをお聞きしたいのと、なぜそれを聞かかというのは、今この南に遊園地、こども広場があります。ここへ遊びに来られてる若いお母さん方がいつも言われるのは、なぜこの近くにトイレがないかということをも前も私ここへ出向いたときに言われたんです。そういう意味合い含めて、そこら辺の御検討があるのかどうか、お聞かせ願いたいんです。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 現在環境センターがあるところに、一応これを解体しまして、野外活動広場のようなものをつくる予定でございます。ですから、そこに建屋ができるようになりますんで、当然トイレも設備させていただく予定でございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 前に街づくり課の八幡課長にお聞きしたときもそのようにお答えをいただいたんですけども、やっぱり小さな子供さんがこの遊園地で遊ぶ場合に、さあ言うてトイレ行きたいというような形があるんで、その中間点にぜひお考えいただけないかという意味合いで我々はお聞きしてるんです。そういう意味で今聞いてます。できましたらこの中間点のところにも、休憩所がここあろうと思うんですけども、その近くあたりぐらいに考えてもらえたらということも思いますので、よろしく願いしたい思います。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 じゃあ、ちょっと何点かお尋ねをします。

この資料いただいてから私も現地をちょっと確認させていただきました。その中で、この図面を見ながら、ちょっとわかりにくかったんで何点か聞きますけれども、この工事着工の予定はいつごろになるのかということをもまず1点。

それと、今現在野球のバックネットがあります。これの位置が当然変わるわけですから、このバックネットをどうされるのか、また新しくされるのかどうか。

それと、この工事は国庫補助をいただくわけですから、何割の国庫補助があるのかということもちょっとお聞きしたいなと思います。

それと、一番大事なことなんですけれども、このグラウンドはまた整備されてくるわけなんですけれども、きょうびの雨の降り方はすごい量が降るわけですから、このグラウンドの土の面に雨がずっと降り注ぐわけですから、当然排水が十分でないと、はっきり言わせて後々使うのには不自由が生じるわけですから、このグラウンドの排水効果をどのように考慮し考えられておられるのかということもちょっと聞きたいんです。

それと、ちょっと説明もありましたけれども、今の現在のグラウンドというんでしょうか、そこの水まきの水道の設置場所が3カ所あったように思うんですけども、その辺の位置も当然変わってくると思いますが、その辺もこれ以上、どの位置に変えられるんか、そのままの位置なのかというのもちょっと聞いておきたいと思います。

それと、夜間照明の今後のということですが、完成しますと、やはりそこまで工事を夜間照明のことをされておるんで、以前には北のほうのテニスコートに事前に配線工事ができるような設備が整ってるんですけども、長年夜間設備に使えるような状態になっていないんですけれども、せっかくグラウンドこんだけ整備されるんだから、これもあわせて、できるだけ早い時点で夜間照明ができるように考えておられるのかどうか、この点をお願いしたいと思いますので、何点か聞きましたけれども、できるだけ具体的にお願いします。よろしく。

○議長（橋本恭子） 6点お願いします。

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、バック

ネットでございますけれども、現在のものは移動式でありますので、固定式のものを設置しますので、今のものは使いません。

次に、補助でございますけれども、5割の補助でございます。

次に、排水でございます。とりあえず工事の中でも説明しましたように、雨水排水設備工として、ある程度の排水は行えるようにはしておりますけれども、当然それ以上に降りますと水がたまるといようなこともございます。また逆に、今は運動場とかそういったところで運動場ダムというんですか、水をためて保水するようという考えもありますので、グラウンドで排水を設けながらそういうことをするのかという話もありますけれども、そういったことも考えられますので、今後検討したいと思います。

照明につきましては、とりあえず本年度は電気工事だけ、電気の配管工事だけ行いますので、その照明の設置については来年度、表層の仕上げとあわせて工事を行いたいと考えております。

あと、工事時期でございますけれども、実は本年度に2億円ほど予算を計上しておりますので、それで本年度中に仕上げる予定で計画はしてたんですけども、国からの補助は1億円予定しておりましたが、5,000万円ほどしかちょっと交付できないという通知がありまして、実はもっと早期にかかる予定がどういった形で工事をしたらいいかということで検討しまして今の時期になってしまったということで、おわびを申し上げたいと思います。一応、工事にかかるのは10月の町民体育大会が終わってから工事にかかるような予定でございます。早急に発注して、三、四カ月工事が必要ですので、来年度につきましても10月の町民体育大会ができるまでには何とか仕上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） それで、水道の3カ所今あるのはどうなるか。

○経済建設部長（堂本正広） 水道についま

しても、先ほど給水設備工というのを申しましたけれども、周りに散水用の水を設けたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 ちょっと再度確認をしたいんですけども、野球場のバックネットです。今現在、固定式のやつが南西にあります、大きな部分が、ソフトボールとか野球とかできる部分が、移動式と言われましたけども、これ移動式は東の面の部分のこまつきのやつことを言われてるはずだと思いますけども、私の言ってるのは正規の固定式で、基礎もされている、本当正式なバックネットのこと言ってるんですけども、この辺のことをいま一度確認をしたいということと、それと大きな工事でございますから、1億円余りのお金をかけて工事するわけですから、はっきり言いまして当然何か瑕疵があったら、この辺の担保は何年を、一応1年なのかどうかというのちょっとそれも確認しておきたいんですけども、その2点いま一度御答弁いただきたいと思います。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 大変失礼しました。私が考えてた、北側のバックネットのことでございます。先ほども工事の中で申しましたけれども、構造物撤去というのがありますので、その中でフェンス、それから現在固定されてる南側のバックネット等は撤去させていただきます。

以上です。

（中井政喜議員「もう1つ、工事の担保はどうなる。瑕疵担保はどないなっ」とる」の声あり）

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（森川 勝） 現在のところちょっと確認はできておりませんが、瑕疵担保1年だったように思います。ちょっとこれにつきましては後でもう一度、再度答弁させていただきたいと思います。申しわけございませ

ん。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 今いろいろ聞いたんですけども、現在この町民グラウンド、吉福グラウンドもなくなりまして、大変利用率も高かったと思います、町内外含めて。この利用されている方々への対応はどうされるんでしょうか。代替えといってももう太田の公園ぐらいいかないんですけども、そういう方々にとってどういうふうな説明をされているのかということが1点と、それから2点目、工事に入りますと、やっぱり子供の遊具があそこにありますので、安全対策と、どういうふうな、万全にしないと、子供はどんな動きをするかわかりません。特に小さな子供たちが遊ぶ遊具ですので、そこら辺の安全対策をどう考えているのか。

あと3点目ですけども、今回ここの多目的広場の中には電気の設備工もされる、夜間の運動もできるようにするということですけども、以前からテニスコートのほうで、そちらの照明を早くつけてほしいという要望が多くて、利用者もかなり高いということでありまして、今回こちらが先につくとなりますと、テニスをされている方にとっては、いつつくのかという、またいろいろな声が上がってくると思います。そのテニスの照明については今後どのように考えられているのかについてよろしくお願いします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、運動場が使えないことについてですけども、これにつきましては、当然町のほうも出初め式とかいろんなことを行っておりますので、ないと不便であるというのはわかっておりますけれども、工事におきまして当然代替えするような場所があればそちらへということもできますけれども、太田の運動場ではボールを使うことはできないというようなことで野球ができなくなっているようなこともございまし

て、非常に申しわけないんですけども、体育館を通じまして使用の申請があった際には、工事のため使えないということをお願いをしていただいております。

また、安全については、当然すぐ近くに遊具がありますので、警備員を立てるなり、当然にその安全については徹底して行いたいというふうに考えております。

あと、テニスコートの照明につきましては、以前から要望いただいているのは十分認識しております。前向きに検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

森田眞一議員。

○森田眞一議員 グラウンド・コート舗装工というのはどういうことをやるんですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 最終的に表層を仕上げるのは来年でございますけれども、それまでに下地の仕上げといいますか、そういった形の仕上げをするということでございます。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 いやいや、でき上がりはどういうふうになるんです。グラウンドを何かコンクリでも敷くんじゃ。舗装するんですか。

（経済建設部長堂本正広「いえ、舗装はしない」の声あり）

いや、仕上がりはどないなるんですか。そのグラウンド・コート舗装というたらどういうことなんですか。言ようことわかりますか。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午後1時56分）

（再開 午後1時57分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 路盤をかたく

コートするということでございます。

（「表面」の声あり）

表面を要はローラーで圧着する、圧着というか圧接して、要は後、路盤をかたく整備するというところでございます。

（森田眞一議員「というたら表面は土」の声あり）

はい、土です。

（森田眞一議員「そういうことか」の声あり）

○議長（橋本恭子） 清原良典議員。

○清原良典議員 先ほどの部長の答弁の中に、今年度2億円予定をしとったけども、国庫補助の分が5,000万円に圧縮されたんで、予定外やったもんで、残りの約半分ほど、1億円ほどを来年に回して、来年にまたその分の国庫補助金を補助してもらおうというふうに理解しとんですけども、それで今回の仕事は町民体育大会が終わってからやりますと。ほいで、来年は町民体育大会までに仕上げますというて言われたと思うんですが、その辺間違いないんですか。そうすれば、もう27年度早期に入札をせんと間に合わないと思うんですが、その2点お尋ねします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 先ほどの2億円が1億円になって5,000万円の補助しかつかないんで事業が半分になったということは発言したとおりでございます。

特に2億円から1億円になったことについて減額をさせていただいていないんですけども、それにつきましては、もし国の補正予算とかで補助がついた場合、早期に取りかかるといっても、予算を置いたまま、もし対応できることであれば、今年度事業として受け入れて、繰り越しをして来年度早々にかかりたいというふうな考えもあって、1億円の減額はさせていただいておりません。また、仮にそれがなかったとしても、年度内には当然その1億円については減額させていただいて、また来年度早々に残った工事を発注させていただいて、来年度の町民体育大会には何とか

間に合わせて実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 清原良典議員。

○清原良典議員 またちょっと不信を、今の答弁で不信を持ったんやけど、まだ可能性があるという、国庫補助がまた今年度楽でっせという可能性があるから期待しとんやと。そうなったときには新たに発注するんですか。よく今まで、ほかの方がよう言われよったんやけど、追加追加で3割ぐらいまでこの上に乗せてやろうとするんか、それともきちっと別途工事で発注するのか、その辺だけちょっと確認したいんですが。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 今ちょっとここでどうするということは発言できませんけれども、当然そのときも、その状況も考えながら今後検討させていただきます。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

財政課長。

○財政課長（森川 勝） 先ほどの瑕疵担保の件につきまして訂正のほうさせていただきますと思います。

工事請負書のほうで通常の瑕疵担保、瑕疵の修補のほうにつきましては2年、故意または重大な瑕疵につきましては10年ということで工事契約書のほうでうたっております。

以上です。

○議長（橋本恭子） それでは、質疑ありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 まず1点目ですけれども、これが最終のものである、ないということが最初にあったわけですが、どうもこれ最終のものではないわけですが、今後は、私もそのとき、休憩のときに言いましたが、資料を今出してくださいと言いましたが、出されてますけど、今後はこういったことについて、これに限らず、議員にできる限りわかり

やすい資料、最終のものであれば最終のものをきちっと当局は出していただきたいと。私たちとしてはわからない部分があるので資料を丁寧に出していただきたいということをこれ質問で、これに対してまず御答弁をください。

それから2点目ですけれども、これ結局最終といっても最終じゃないもののようですが、今後この敷地の上にもどういうものが、例えば表層の工事を来年すると言われました。それから、照明をつけると、今後、将来とおっしゃったと思います。それから、構築物、建屋等建物に類するもののことはおっしゃってないんですが、この計画が長年にわたって少しずつ変わってきているので、はっきりどのようなものが最終的にできるのかというのが、例えばこの敷地の上についてもわからないんです。ですので、今後変更していく部分もあると思うんです。けれども、どのようなものがこの上に、これとこれとこれがつくという予定であると、変わる部分があるのかもしれないんですが、そういうことを言っていただきたいと。そして、このたびについては1億円をこれにかけて、半分は国からのものであってこうなってるわけですが、今後、先ほどの質問と関連しますが、こういうものをして、今後は、大体でいいですが、これぐらいかかりそうな予定で、この敷地の部分については考えているのだということをお答えいただきたいと思います。

それから、先ほど清原議員からも質疑がありましたが、町民体育大会までにこれを仕上げると言われたのは、どうも質疑答弁を聞いていると、この上のまた表層を直したりとか何かをする、それを町民体育大会までに間に合わすと、来年の、という言い方だと思うんですが、何までを間に合わせようとされてるのか。それより後に何かがつけられるとか、なされるとか何かがあるのか、その辺が曖昧なので、その辺をお答えいただきたいと思います。

そして、中井議員の御質疑とも関連するん

ですが、排水のことを質疑されたときに、経済建設部長からは今後排水について考えるというか、やっていくというようなことだったと思うんですが、このいただいている資料の中に雨水排水設備工というのものもあるんですが、その雨水排水設備工とはまた別に雨水のための対策を考えられるという意味でしょうか。といいますのは、このたび急に広島等の災害で雨水のことについて以前よりも関心あるいは心配がどんどん高まってきているので、この計画を出されるときには余り排水を、もっと排水をすることを想定になってない計画なので、今部長が御答弁なったように、これから考えるとおっしゃっているのか、その辺が、ある程度のことまではもうこのことの中に入れて計画されているのではないかと私は思うんですが、その辺の御説明をお願いしたいと思います。

それから、国の補助がつくつかないのことがあって、しかしながら来年の町民体育大会までには間に合わせるということをおっしゃったんですが、そうしますともう来年早々には、今年度つかなくても、どこまでの部分の国からの補助がついてということになるのかならないのか。いや、ですから、今するよ言われたから、そういうことが本当に今言い切れるのかなというのが私にはわからないものですから、国からいつごろどういうふうに、これが出てきているのもこの時期でございますのに、それなのに来年の町民体育大会までに間に合わせるというふうに言えるのは、なぜそうなるのかがわからないので、それを御説明いただきたいと。要は、全体のどの程度のもをまだ上にしようと考えておられるか、その辺がわからないのでこういう疑問になってるわけです、私の。今何点かお尋ねしましたが、答弁をお願いします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 議案として添付している資料で非常に見にくいので今後改善してほしいということにつきましては、改善させていただきます。

あと、この施設の中で今後何々をするのかというようなことでございますが、とりあえず、先ほども申し上げましたように、グラウンドを封鎖、封鎖というか使えない期間をできるだけ1年以内にしたいというふうに考えております。そうして、大会であるとか、そういったものは1年に1回ぐらい開催されるということで、1回それを休んでいただくことで何とか対処したいということで、10月の町民体育大会から10月の町民体育大会までを一つの区切りとして考えているので、そういうことを申し上げてるところでございます。

来年、先ほど説明したとおり、2億円の予定がございましたので、現在約1億円支出したということで、残りの1億円についての工事について来年度早々にさせていただきたいということで、それとあとほかに整備ということでございますが、ため池周辺の整備、また山林の周回の園路の整備、総合公園周辺の道路の整備、それから先ほども申し上げました旧環境センターを解体して、野外活動広場を予定というか計画をしております。

以上が一応今後の予定でございます。

あと、排水につきましてですけれども、当然ある程度の雨は排水できるように排水の設備は要するんですけれども、どなたかおっしゃったように、それ以上に今はすごく降る時期があると。そうすると、逆にその水が運動場からあふれ出ないように、例えば運動場ダムですか、ちょっと周りを高くすることによって、必要以上に降った雨はそこにためられるというようなことも考えられるので、今後整備の中でそういうこともちょっと考えてみたいというふうに思いまして、ちょっと先ほど発言させていただきました。

とりあえず以上でございます。

（服部千秋議員「この敷地の上には照明と表土が主なものですか。今ほかの残りをおっしゃったと思うんですけど」の声あり）

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） グラウンドの表面の土の仕上げをするのと、それから先ほど申し上げてます電気設備の工事であるとか、水道の施設の工事であるとか、そういったことと、あとため池周辺の整備を来年度といたしますか、予定では今年度する予定やった事業がその分積み残っているということでございます。

以上です。

（服部千秋議員「あと、国の補助が来年早くでも可能なのかと言い切れるのかということなんです」の声あり）

予算的には大体11月ごろに計上しとるんですけれども、その時期にはもらえるという予想で予算計上させていただいておりますので、それが実際に入ってくるのかどうかというのは3月、4月にならないと実際のところはわかりかねます。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 今までこの話、議員いろいろと質疑ありました。もう聞けば聞くほど情けなくなるんです。全体的な工事がどこまでなんかというのでも何か青写真的にも見えてない。今この工事契約の締結の議決の質疑やけど、入札の5社のうちのツチノエ興産（有）さん落札。先ほども最低制限価格聞きましたけど、計算はしてなかったけど、どうせ落札率97%ぐらいだなと。いつものことやから、そんな、90%になんかなることないんやなと思いつつ、まあそうなんやなという高値落札で。何ぼ国庫補助事業の50%入ってもこれ最終的には税金なんやね。それをいかに有効に使っていくということが大切なんやね。

今もこの話、いろんな議員内容的に聞かれてました。一つ話戻しますと、この植栽工、これ1つとっても、どんな木をどんな形に並べるんやということ。排水設備にしてもそう。塩ビのパイプどんだけの長さの、直径何ぼのもんをどんだけ使うんやとか、どうい

材質のもんを使うんやとか。雨水排水の設備工事もそう。多分グレーチングも要るんでしょう。グレーチングは何枚要って、U字工何ぼ要るんやと、これぐらいの大きさのやつが何ぼ要るんやと、何台要るんやて全く書いてないんやね、これ。電気設備もそう。夜間照明にしては、照明は前段取りだけして配線だけしますと。ほな、電線何メートル要ったんやと。グラウンドのこれもそう。舗装工でもそう。真砂土が何立米要って、僕らでもわかる、どんな土が何立米要ったんやと。平米数はどうでもいいんや。量の問題や。こんなことも一切書かれてない。先ほどもこの図面、これしかないんか言うたら、小さい図面拡大しただけ、立体図面ありません。どういう形状で、どういう配置で、木が何本こう植えられとうからこんな形の工事なんですという説明もできひんもんを何でここへ出してくる。それがわからへん。多分議決するんでしょう、賛成多数で。同じようなことどっかで言いますけど。何でそんなんが出してこれへん。聞けば聞くほど全部場当たりの工事。来年の補助金出ないでどうやとか、出てもせえへん、皮算用だけしてする工事。現実に現場見ても、今何しよんやろ、これと住民の声。議員に聞かれても、わかりません。あんな何しよんやて怒られて、聞いてもわかりまへんねんというこの現実。結局、最後にこの公園何ぼかかるか誰もわからへん。税金使うて。ほいで、まして話はテニスコートの照明の話とか、もう陸上競技場のときからそう。認定されてへん、中途半端な陸上競技場。テニスコートはもう1面あったら大会ができます。3つしかつくってない。グラウンドにしても、いまだ何やようわからんぞ、これみたいな。これ間違うとうやろか、この言い方。とりあえずこの植栽工から説明してもらいたいんや。何に何使うとうか。木は何本で、排水設備の塩ビパイプは何本で何メートル要るんやと。100パイのもんが何ぼ要るんやと。グラウンドの土はどんな土使うて何立米要るんやと。書いてあって不思議やないんやけ

ど、書いてない。これで何をわかって議決せえという。ここの議員誰もわかってないと思うで。もうこの材質のやつだけ説明してください。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 植栽工については2,900平方メートルでございまして、その詳細にわたる、どんな木が何本であるとか、そういったことには、ちょっと今資料がございませんので、お答えすることはできません。

排水施設の設備につきましても、延長で891メートルでございしますが、今おっしゃっているように、例えば何ミリのパイプが何本要って何ミリのパイプが何本要るというような詳細については、ただいまこちら資料持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 だから、最低それがあって、いつもこういうことでどうなんやという質疑があるにもかかわらず、今回は何も、それもない。材料がないのに議決せえ出してくる。質疑聞いとったらほんまに、今誰がどれだけ進捗しとんかも何か把握してない状況で、これほんまにやめといたほうがええんちゃう。税金の無駄遣い。こんなもん、国庫補助50%、無駄になるだけやと思うけど、ちぐはぐな工事しても。それこそ土建屋食わせかいという話になってくる、公共事業の場合。それが全てわからへんのもわかりました、もう。この場所議決ありきで来とってやから、そんなもん要らんというふうにもう思うとってやからそんなふうになるんです。

先ほども、そんないろんな周りの心配、トイレがないとかいろんな話しされてました。多分このグラウンド完成時点では、先ほども議案の中で消防団員の話ありました、このグラウンドで多分操法大会とかいろんなことを計画はここでされるんと思います。これについても操法大会に似合ったような配置のとり方、また放水のときの角度とか、そういう場

所的なことがいろいろと考えられ、今も答弁、考えてると、そこまでどうなんかなと今思いますけども、ほかのこの実際の内容のことを聞いてもう一つもわからないんで、それだけ質問します。それについてはどうですか。消防に対応するような設計とかというふうにされてますでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 特に操法大会に向けて使い勝手がいいようにということは考慮しておりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 各議員は聞きたいことがそれぞれ違うと思うんです。それで私、当局の姿勢に対して申したいんですけど、例えば今の植栽工について聞かれたとしたら、資料はお持ちになっておくべきだと私も思いますが、来られるときに。お持ちでないのであれば、ちょっと議長休憩してもらえませんかと言ってすぐにそれをとってくるとか。できる限り議員が聞いた質問について、私は個人的には質問ほかの議員と同じではないので全部知りたいと思わない内容の部分もなくはありませんけども、やはり姿勢として、ちょっと議長休憩お願いしますとか、あるいは議長もできる限り、それぞれの議員から出ることについて、じゃあちょっと休憩して、すぐ調べてきてくださいとか。例えばそういうふうにやってもらったら、5分でもあればすぐにわかるものもあります。なので、私たちとしてはできるだけ理解したいわけですが、内容について。それで賛成、反対を決めさせていただきたいわけなんです。なので、それについて曖昧なままにされるということが私はどうかなと思うんです。なので、もし井川議員がもういいとおっしゃるんでしたら結構ですけども、そういう内容についても、ちょっと休憩して、すぐお答えしますとか、議長のほうから計らってやっていただくとか、そういうような姿勢でやっていただくことが私たちも協力的に当局のいろんな行事について真摯に

させていただくことにつながると思うんです。なので、これだけ申します。私は、少しのことであれば休憩とって、過去には休憩とって調べて、私が議員になってからでも調べに行って、すぐ戻ってこられて説明されてた事柄もあります。これはどういう議員が言ってるからとか、当局に協力的にしているからそうするとか、協力的にしていけないからしないとか、そういうことでなくて、どういう議員がどういうふうに言われてもそういうふうに議長も、また当局も対応していただきたいと思います。

○議長（橋本恭子） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 2 時23分）

（再開 午後 3 時13分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑もうありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第 1 5 認定第 1 号 平成 2 5 年度  
兵庫県太子町一般会計歳入  
歳出決算の認定について**

○議長（橋本恭子） 日程第15、認定第 1 号 平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これ

から質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑ありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 何点かだけちょっと確認したいと思いますが、監査委員さんの監査資料のほうにも書いてあったんですが、町税のほうですけども、町民税が減少した要因は個人所得の減少によるものであるというふうな説明、また監査委員さんのほうの資料にもあるわけですけども、25年度全般について、国のほうも安倍政権になってアベノミクスで地方への反映というのが遅れてはいるんでしょうけども、新聞等、ニュース等見てるとだんだん地方のほうにも何となく反映はしてるのかなあというふうな記事も見受けることがございます。その辺を含めて、25年度は若干所得減という理由で減少なってますけども、現状、26年度、実際の決算には関係なくなるんですけども、今の状況の説明をお願いします。

あと、たばこ税のほうですけど、たばこ税のほうも県からの財源移譲によるもので増加というふうに理由がありましたけども、権限移譲の分は実際にはどれぐらいの金額、パーセントでもいいですけども、わかればお願いします。まず最初その 2 点を。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 25年度の決算額と24年度の決算額を見ますと、町税全体ではたばこ税の影響で若干伸びているんですけども、町民税等が減収しておりまして、その辺については今年度若干アベノミクスの関係で経済等が回復すると思いますので、26年度には何とか伸びるのではないかなというふうに思っております。

それと、たばこ税の税源移譲に伴う分についてのことなんですけれども、本数的には非常に逆に減っております、たばこの消費本数は。本数的には減っております。その分がいわゆる伸びているということなんで、ほとんどが税源移譲によるもので、具体的に金額が

幾らかというのは今のところ資料持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 同じく私も監査委員の決算のほうの資料の中のまずは10分の5ページ、最後から何ページなるんか。後ろのほうに監査委員の審査があるんですけども、この10分の5ページの真ん中辺に不納欠損額が2,970万7,000円ということで、1,416万5,000円増加してるということなんですけど、その理由の中に高額滞納企業の倒産ということが書かれております。これは何社で滞納額はどのくらいあったのかということの説明をお願いいたします。

それから、10分の4のほうの真ん中に、今首藤議員が質問した、ちょっと重複するかも知りませんが、ここの真ん中辺に収入未済額3億9,976万8,000円ということで、そのうちの町税が先ほど言いました3億9,188万円、98%が町税の未収ということになっておるんですが、これの分析はどのようにされているのかというのを当局にお尋ねいたします。先ほどもありましたように、太子町の住民にとってはアベノミクスは効果がなかったのかなあということが大きくクローズアップをされるんじゃないかなあと思うんですけども、大企業あるいは株を持ってる人なんかはかなり優遇なったんですが、太子町の住民にとっては効果がなかったということが分析になるんですか。その点お願いします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、アベノミクスのほうは太子町に影響なかったのかということなんですけれども、アベノミクスの効果があらわれるのは、いわゆる町税ですので、翌年度という形になります。前年度所得に対しての課税という形になりますので、まだ25年度決算においてはその反映はなされてないということで御理解いただきたいと思いま

す。

それと、現在町税の収入率は98%ということで、収入未済額は昨年に比べては152万円程度減少しております。滞納繰越分も1.8%低下して、合計においては0.4%低下して、90.5%というふうになっております。前年に比べて145万6,283円増加しております。

それと、倒産の件なんですけど、それについて今現在資料持ち合わせてないので、また特別委員会のほうで御説明させていただいたらよろしいでしょうか。ちょっと今大型倒産の業者名は持ってないんです。申しわけございません。

○議長（橋本恭子） 佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 これは個人情報的なあれになるかも知りませんが、もし社名もわかれば委員会のほうで、わかって、もし当局が出してもいいんであれば出してください。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） そのようにさせていただきます。

○議長（橋本恭子） ほかに。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ちょっと細かいことで申しわけないんですけど、25年度主要施策の成果に関する説明書の3ページのほうに電子計算機運営事業というのがあるんですが、その中で事業効果等の説明の中に健康管理システムというのが入っております。たまたま今回の補正のほうで番号制度に係るもので税務システムとか宛名のやつがあったんですけども、中間サーバーと。それ以外にも今後この番号制度に係るもので、この健康管理システムとかいろいろ戸籍のものがまだまだこれから改修というのがあるんだと思うんですけども、今回この25年度の決算の電子計算機運営事業に入っている健康管理システムの改修なのか置きかえなのかちょっとわかりませんが、これは番号制度の実施に伴うものの改修だったのか、それとも全然関係なくされたものなのか。となると、27年以降また改修の必要があるのかということとあわせて、実際に決

算書のほうの電子計算機費のところには健康管理システムという言葉がないんですけども、これはどこに含まれてるのかなということだけ確認します。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、今回の健康管理システムといわゆるマイナンバー制度とは直接関係がまるきりございません。健康管理システムの保守とか、そういうものにつきましてはシステム保守委託料とか、あと電子計算機借料の中で計上させていただいております。健康管理システムにつきましては、20年8月に健康管理システム拡張分を整備しておりますので、それを今回更新ということでしたものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり7人の委員で構成する平成25年度一般会計決算委員会を設置し、これに付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は7人の委員で構成する平成25年度一般会計決算委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました7人の議員を平成25年度一般会計決算委員会の委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時26分）

（再開 午後3時26分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

この際、御報告申し上げます。

休憩中に平成25年度一般会計決算委員会が開催され、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、委員の互選により委員長に井村淳子議員、副委員長に森田眞一議員が選出されましたので、御報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第16 認定第2号 平成25年度 兵庫県太子町国民健康保険 特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（橋本恭子） 日程第16、認定第2号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会……

（井川芳昭議員「議長」の声あり）

質疑。そうですか。訂正します。

（清原良典議員「前に進んだやんか」  
の声あり）

後で聞いていただけますか。委員会付託になって委員さんに頼んでいただいて。もう通しましたので……

（井川芳昭議員「委員違うから。誰かあるかなと、最後に言おうかなと思とうだけやから。これについて少しお話ししておきます」の声あり）

一応進んでいますので。ありませんかと言ったときに言っていたかかないと。

（井川芳昭議員「ありませんかって。

最後に手挙げただけやけど」の声あり)

(佐野芳彦議員「進めとうやん。議長が進めている」の声あり)

そのままいかせていただきます。

(佐野芳彦議員「福祉文教常任委員会委員の誰かに頼んで」の声あり)

そのようにお願いします。もう進んでおりますので。

(井川芳昭議員「その話、今、こっちの話。別に佐野さんと話しょんと違う」の声あり)

議長のほうから言います。とりあえずもう進んでいますので、この議題については進めさせていただきます。

議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第17 認定第3号 平成25年度 兵庫県太子町介護保険特別 会計歳入歳出決算の認定に ついて

○議長(橋本恭子) 日程第17、認定第3号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 では、ちょっと長くなりますが、質問をしていきたいと思います。

14ページのところ、節11の需用費のところ。

○議長(橋本恭子) 済いません。14ページの11ですか。

○井川芳昭議員 介護やろ。

○議長(橋本恭子) ちょっとマイクにひっつけていただいて。

○井川芳昭議員 節11の需用費のところ、印刷製本費、これについても、どこに発注されたのかということ。

それと、役務費のところ、自動車損害保険料、6万円程度ですが、これはどこに加入され、代理店はどこであるかということ。これはいつも自動車重量税が公課費のところに載っていますが、車検のことにリンクするんかと思うんですが、これについての内容説明をお願いいたします。

それと、16ページのところも同じく需用費の印刷製本費、封筒、諸用紙ありますが、どこに発注されたのかということ。

○議長(橋本恭子) ちょっとわかりづらいです。16ページのどこですか。

○井川芳昭議員 上の需用費のところ。

○議長(橋本恭子) 需用費、はいはい。

○井川芳昭議員 印刷製本費というたら需用費やろ。

○議長(橋本恭子) はいはい。ちょっと大きく言うて。

○井川芳昭議員 それと、介護認定審査会委員報酬のところで、前年度は11名だったが今年度は10名ということで、これはどうして10名になっていたのかと。少し説明で48回の27件ということだったんですが、その辺の説明を再度お願いいたします。

それと、16ページの一番下のところ、役務費のところ、主治医意見書作成手数料、これについても前年度は570万円程度、今年度は450万円ということで減少してたと少し説明ありましたが、再度説明をお願いいたします。

18ページの介護予防住宅改修費、これも650万円ということで、前年度比でも50万円ほど上がっていますが、これについては何件で、どういったことが改修に充てられたのかということの説明をお願いいたします。

それと、少し上にありますが、負担金・補助及び交付金のところの居宅介護住宅改修

費、これについても250万円ほど上がっておりますが、内容説明をお願いいたします。

それと、20ページのこれも印刷製本費になりますが、どこで封筒を発注されたかということ。

その下の役務費もそうですが、自動車損害保険料、内容等わかれば教えてください。

それと、下の地域介護予防支援事業専門職賃金、これについても3名の賃金で、前年とほぼ変わらないようですが、前年度は臨床心理士1名と、それから看護師2名等々が配置もされておりましたが、今年度はどうであったのかということもあわせて説明をお願いいたします。

それと、22ページの役務費のところ、これの介護予防事業参加者傷害補償保険7万1,000円、何人分で、加入先、代理店名わかれば教えてください。

それと、22ページの報償費、研修会講師謝礼10万円、前年度は2名で6万円だと思うんですが、今年度は何名で、どんな内容のものを研修会でやられたのかということをお教えください。

それと、節11の需用費のところの印刷製本費、高齢者等見守りネットワークステッカーの発注先、わかれば教えてください。

その下の役務費のところも自動車損害保険料、これの加入先、また内容等がわかれば教えてください。

それと、24ページの一番上のところ、委託料、安心見守りコール事業委託料、これも通年からやっておる事業であります、現在の利用者数、またどういった内容のコールというんですか、呼び出しというのがあるのかどうかということ。

以上、とりあえず教えてください。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それでは、14ページ、中ほど、需用費、印刷製本費、こちらにつきましては（株）岡山情報処理センター、OEC、こちらのほうへ発注しております。

そして、その下、役務費、自動車損害保険料、これは任意保険が2台、そして自賠責が1台となっております。任意保険につきましては兵庫県町村会のほうへ加入しております。

16ページお願いします。上の需用費のほうで印刷製本費、こちらも（株）岡山情報処理センター、OECでございます。

そして、その中ほど、報酬、介護認定審査会の委員報酬10名、これは48回開催しまして1,027件処理しております。委員が1名減てると、本来、昨年度の11名というのは1名通常より多くてございまして、5名体制の2班体制でやっておりますので、通常の10名ということで、恐らく昨年の11名というのは年度途中でひょっとしたら入れかわりがあったということだろうと思います。

それと、16ページの一番下でございます。主治医意見書作成手数料、これにつきましては当然件数のほうが減っております。昨年1,331件意見書いただいておりますが、それが今回1,049件ということで、当然更新等が多い年、少ない年がございますので、この変化はあると思います。

続きまして、18ページ、中ほど、介護サービス費の居宅介護住宅改修費でございます。これは、こちらも増えております。68件から79件に増えております。内容につきましては、住宅改修もほとんど同じようなケースでございまして、段差解消、手すり、お風呂等の改修というのがほとんどでございます。

同じく、その下、介護予防のほうでございますが、介護予防住宅改修費、こちらのほうも53件から59件ということで6件増えております。その差でございます。

それと、20ページお願いします。20ページの印刷製本費、これも柳生印刷所のほうへお願いしております。

そして、その下、役務費、自動車損害保険料、これは任意保険1台でございます。これは全国自治協会のほうへ加入しております。

それと、一番下でございます。20ページ、

一番下、賃金でございますが、こちらは昨年と同様でございます。看護師2名、臨床心理士1名、それぞれ公民館で行っております介護予防事業のための看護師と、それともの忘れ相談等の臨床心理士1名でございます。

それから、22ページお願いします。上のほうで役務費でございます。介護予防事業参加者傷害補償保険、これは全国の団体加入でございます、代理店の（株）シスという、これも去年と変わりございません。内容につきましては、死亡300万円、入院1日3,000円、通院が1日1,000円ということでございます。

それと、中ほどちょっと下で報償費、研修会の講師謝礼10万円でございます。これは昨年度、市民後見人の養成講座をやっております。内訳としましては、認知症サポーターのフォローアップ研修講習料が1万円、介護支援専門員の資質向上研修が2万円、市民後見人フォローアップ研修講師料、これは弁護士ですが、5万円、そして市民後見人フォローアップ研修講師料、これは社会福祉士でございます、2万円、合計10万円でございます。

そして、そのページ一番下でございます。自動車損害保険料1万2,740円、これも任意保険の1台でございます。加入は兵庫県町村会でございます。

○議長（橋本恭子） 印刷製本費が。

○生活福祉部長（井手俊郎） ああ、そう、ごめんなさい。その上です。22ページ、下のほうの需用費の印刷製本費、1つ漏れてました。高齢者等の見守りネットワークステッカー、これ450枚印刷しております。ちょっとこれ特殊なステッカーでございまして、片仮名の（株）コンツナという会社のほうで印刷をお願いしております。

次に、24ページ、一番上でございます。安心見守りコール事業委託料、これは従来やっております安心見守りコールでございまして、現在登録者は124名いらっしゃいます。その中で、昨年1年間で正報といいますか、要はコールされた方、正しくコールされた

方、これは14件ございまして、そのうち13件については救急要請をしております。そして、通常、平常の場合はこのセンターのほうからお伺いコールということで1,504件お伺いの電話をしております。

以上だと思います。よろしく申し上げます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第3号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第18 認定第4号 平成25年度 兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について

○議長（橋本恭子） 日程第18、認定第4号平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても少し説明をしていただきます。

10ページのところのパソコン借料で、前回、前年度は機種を更新という話の中で1万8,000円程度だったんですが、今般について

は3万1,000円ということで、この辺の内容の説明だけお願いいたします。

それと、下の需用費のところの印刷製本費28万5,000円の発注先を教えてください。

それと、償還金・利子及び割引料のところの後期高齢者医療保険料過誤納付還付金、当然還付金ですから大体のところは察しできるんですけども、前年度に比べての10万円減ということで、その理由だけ教えてください。

それと、下の負担金・補助及び交付金のところ、後期高齢者医療広域連合保険料納付金、これについても先般少し説明もあったかと思うんですが、その説明を再度、1,000万円前年度より増えてるということで、説明をお願いいたします。

それと、22ページの上の後期高齢者医療広域連合保険料納付金（過年度分）についても前年度100万円増ということで、増加理由についての説明をお願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それでは、10ページ、一番最初にパソコンの借料でございます。これは当然パソコンのリース料でございます。議員おっしゃったとおり昨年度に機種を更新しております。ただ更新時期が非常に年度途中でございまして、昨年払った借料は少ないでございます。当然、25年度については1年間フルでお支払いしておりますので。

（井川芳昭議員「1年やね」の声あり）

1年です。はい、一緒です。台数は一緒です。

それと、その下、需用費、印刷製本費でございますが、ちょっと2カ所ございます。ほとんどはOEC、（株）岡山情報処理センター。一部、柳生印刷所のほうへ出ております。

それと、一番下でございます。後期高齢者医療広域連合保険料納付金は後期高齢者の保険料を納めていただいた分を連合会のほうへ

お支払いしなくてはいけないので、当然保険料ですから被保険者の増減によって保険料は動きますので、もうその分というふうに御理解していただけたらいいと思います。

（「過誤納付還付金」の声あり）

あ、済いません。その上に後期高齢者医療保険料の過誤納付還付金でございますが、内容的にはもう所得更正とか、死亡とか、転出とか、このような原因によって保険料が変更になって返還する必要があると思いますので、当然これもその年度によって多い少ないというのは発生いたします。

それと、12ページ、一番上でございますが、これも保険料でございます。これも過年度分でございますので、過年度分の4月、5月分に収納した保険料でございます。当然被保険者によって保険料は増減しますので若干動いております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第4号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第19 認定第5号 平成25年度 兵庫県太子町墓園事業特別 会計歳入歳出決算の認定に ついて

○議長（橋本恭子） 日程第19、認定第5号平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 歳出の10ページのところで、この辺は毎度の質問になると思うんですが、委託料のところ、大体変更点はないかと思うんですが、清掃業務委託料、樹木維持管理委託料、車止め開閉業務委託料、この3つについての委託先について答弁をお願いします。

それと、その下の節25の積立金のところ、メモリアルパーク管理基金積立金、これについては前年度100万円ぐらいあったと思うんですよ。今年度6万7,000円程度ということで、こんだけの減額でどうされたのかという内容のことだけ答弁願います。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） まず、委託料でございます。清掃業務委託料、こちらの業務につきましては、たつの市・太子町広域シルバー人材センターのほうへ清掃、除草、週2回でございますが、発注しております。そして、植木の維持管理委託料、こちらにつきましては、6社による指名競争入札によりまして（株）土井造園のほうへ委託しております。主に薬剤防除、生け垣の剪定等でございます。そして、3つ目が車止めの開閉業務委託料、こちらにつきましては従来どおり原の自治会さんのほうへ朝晩の鍵の施錠、開放、こちらのほうお願いしております。

それと、一番最後のメモリアルパークの管理基金積立金でございますが、昨年100万円、今年は6万7,000円と。最初から計画的に積むものではなくて、やはりその年に新たに永代使用料として入った金額等でかなり左右しますので、当然その増減があったということでございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほどの樹木の維持管理委託料なんですが、（株）土井造園ということで話ありましたが、前年度これ260万円程度で、今年度については約20万円程度増額してることになり、何かこれ理由があったんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 特に設計のほうが変わったとは私聞いておりませんが、入札ですんで、その当時の……このぐらいの誤差はあるのかなというふうには思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第5号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第20 認定第6号 平成25年度 兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 について

○議長（橋本恭子） 日程第20、認定第6号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、9月1日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑ありませんか。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 16ページの目、前処理場管理費のところで節9の旅費、これの普通旅費の中の何のためにどこへ行かれたのかということと、それと節11の需用費の中で修繕料で機械修理、これは何を修繕されたのか。それと、下の施設修理、これも何なのかということと。それと、節13の委託料、水質分析委託料、これはどこがやられて結果はどうであったのかということ。

それと、18ページの委託料、前処理場生汚泥搬送計画検討委託料、これは以前からやられてることですけど、その検討に対する委託料が記載されております。898万8,000円ですか、この内容的にはどこまで進んでおられるのかを聞きたいと思います。お願いします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、16ページ、前処理場管理費の普通旅費でございますけれども、これについては東京と神戸へ行っております。東京につきましては、下水の陳情に姫路市、たつの市、兵庫県とともに、向こうでは国土交通省、それから環境省等々の幹部の方に要望しております。

続きまして、需用費の修繕料でございます。機械修理の133万4,550円ですけれども、これはオートスクリーン駆動用のチェーンの交換をしております。（株）大日工業所へ発注しております。

それともう一点、No.1の地下排水ポンプの取りかえをしております。これについても（株）大日工業所へ発注しております。

その続きの施設修理でございます。これにつきましては、地下1階の避難口誘導灯の修理、また外壁スレートフックの修繕、3階の大便器のピストン部の取りかえ等々行っております。

委託料の水質分析委託料でございます。これについては、揖保川流域の接続の要綱につきまして、42項目について年4回水質検査をしております。委託会社は（株）HERでございます。揖保川流域接続の要綱のとおり異

状はありませんでした。

続きまして、前処理場の生汚泥搬送計画の委託でございます。これにつきましては、（株）日水コンのほうに委託をしております。これについてはもう御存じのことと思いますけれども、前処理場から出た汚泥につきまして、今まで乾燥させて持っていったものと、今県と協議をしております生汚泥で持っていくものの経費について検討を行いました結果、当然施設の管理費、また改修費等々を検討した結果、生汚泥で搬送するほうが経費的には安いという結果が出ております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 1点だけ、先ほど東京のほうへの陳情ということで聞きましたけど、太子町からは何名行かれたんですか。それと、所轄ではどこの所轄で行かれたのか、それを聞きます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 太子町からは2名参っております。一応県が陳情の席を設けていただいて、県主導で太子町、姫路市、たつの市と、それぞれの部長とか幹部の方が同行で行って、県のほうとしましても下水道等そういったところの役員の方が一緒に行って、国土交通省とか、環境省とか、そういったところの課長さんの方々に今の現状を訴えて、何とかしてほしいというような要望をさせていただいております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

森田眞一議員。

○森田眞一議員 この決算書を見させていただきますと、汚水処理の事業と前処理場の関係のみで、雨水処理の関係の事業が一つも金額としては上がってきてないと思います。それで、金額としては上がらなかったけれども、こうこうこういうことについていろんな調査をしたんだとか、金額にはない雨水処理

についてのものがあれば教えていただきたい  
と思います。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 昨年度、大雨時に雨水が下水道管に入りまして、不明水ということで、揖保川の処理場で処理し切れなくなったような状態がありました。それにつきましては、ＪＲ南側の塚森であるとか、あいつたところ辺からどうも下水の流れが悪いというような苦情いただきまして現地へ赴きましたら、まだそこに汚水がたまっていたというような状況を確認しております。これにつきまして揖保川の浄化センターのほうに問い合わせたところ、浄化センターのほうも通常の３倍、４倍の水があつて、なかなか処理し切れなくて、今フル稼働で処理しているというようなことをございました。ですから、一応雨水と下水は切り離されてはおるんですけれども、やはりいずれかのところから、マンホールのすき間であるとか、そういったところが不明水として下水に流れて、下水のほうの使用者に迷惑をかけたことがありましたので、今年度からはそういった状況があったときにはいち早く揖保川浄化センターに問い合わせして、そういう状況が発生したら、また自治会放送等々によって注意喚起をしていきたいというふうに考えております。

また、それ以外の雨水につきましても当然河川、河川といいますか、その流れが悪いということで道路が冠水するというようなことも起こっております。その際には、防災のほうの企画と共同で道路を封鎖したりするという事後の処置しかできませんけれども、今後できるだけ改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第６号は、会議規則第３９条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、認定第６号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第２１ 認定第７号 平成２５年度 兵庫県太子町水道事業会計 決算の認定について

○議長（橋本恭子） 日程第２１、認定第７号平成２５年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案については、９月１日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑ありませんか。

森田眞一議員。

○森田眞一議員 １２ページ、(４)職員に関する事項、２６年３月３１日現在、水道事業、計９人というふうになっております。水道事業というたら、上水と下水であるんですけれども、９人というたら全員じゃないかなと思うんですけれども、水道事業だけで９人というふうに表示されておりますけれども、間違いございませんか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 上水道事業会計として張りつけている職員は、正規職員は８人、嘱託職員１名の９名でございます。下水道関係のほうで張りつけている職員につきましては、下水道が３名、前処理場のほうが１名ということで、計４名でございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに。

森田眞一議員。

○森田眞一議員 ということは、計１３名、上水であるということですね。わかりまし

た。ありがとう。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 水道の関係で監査意見が出ております。監査意見の3分の1の1番目、1ページ目にいろいろ水道事業の業務実績が上がっておりますが、この中で無効水量が年々増えてきております。だんだん大きくなってきている、この水道経営におきましてはやっぱりマイナスの要因になってきておりますので、この原因の分析また対策についてはどのようにされているのか。

また、もしこれが水道料金として入ってくるとしたらどれぐらいのものになるのか、それについてお願いします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 無効水量というのは、本管からの漏水であるとか、例えば家庭内で漏水して水量が測定できないというものでありまして、これについては毎年漏水の調査をしており、それによって何カ所か漏水箇所を発見し、修繕しております。また、家庭内の漏水につきましては、屋内でありますので当然家庭で管理していただくものでございますが、建築からかなりの年数がたっている御家庭もあり、なかなか、そういったところで漏水が発生しているということでございます。

ただ、その料金のほうでございますけれども、従量制というふうな制度で計算をしますもので、一概に単価掛ける立米というわけにはいきません。無効水量につきましては15ページに掲載しております。前年度比較で1万

1,863立米増えているということでございまして、金額換算についてはできかねるというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第7号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

9月5日から9月21日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、9月5日から9月21日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は9月22日午前10時から開催いたします。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午後4時09分）